

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 59 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 50 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 73 件

国民年金関係 29 件

厚生年金関係 44 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、結婚し、仕事を辞めて厚生年金被保険者ではなくなったので、将来を考え、国民年金に任意加入した。加入して以降、昭和56年11月に資格を喪失するまで、ずっと国民年金保険料を支払い、付加保険料も合わせて支払っていた。

昭和54年4月にA市からB市に転居したが、国民年金保険料はずっと支払っていたと思う。

前後の期間はきちんと支払っているのに、この1年だけ記録が抜けているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B市から送られてきた保険料納付書により、銀行で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和54年5月17日に住所変更手続がなされていることが確認でき、またB市は、「昭和54年5月に申立人が国民年金被保険者として転入している事実を把握しているのであれば、申立人に対し、昭和54年度の国民年金保険料の納付書を送付していたものと考えられる。」と説明していることから、申立人は、同市から送付された保険料納付書により、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立期間当時、B市での国民年金保険料の納付の取扱いは納付書による保険料収納を行っており、B市の収滞納一覧表を見ると、申立人は申立期間直後の昭和55年度以降、口座振替による保険料納付を開始していることが確認できることから、申立人の記憶は申立期間の保険料納付のことと考え

るのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付金額について、毎回1万円ぐらいだったと陳述しているところ、当時の3か月分の定額保険料及び付加保険料を合算した金額とおおむね一致している。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成元年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和63年ごろ、市から健康保険の加入通知とともに国民年金加入の案内が来たので自分で市役所の窓口で国民年金に加入し、退職後自分で興した事業を法人化するまでは自身の国民年金保険料を毎月継続して市役所の窓口で納付してきた。また、加入当時既に未納になっている分もすべてさかのぼって納付した。それなのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

国民年金については、常に未納にならないように心がけてきたので漏れることは考えられない。特に加入手続時に市役所で印字した納付書と併せて手書きの納付書ももらい、もらった納付書はすべて残さず納付した記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、平成2年7月まで継続して国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間中の平成元年1月31日に、その時点で未納となっていた昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料をあえて現年度納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は自営業をしていたため、自分に何かあったときや、老後の生活に不安があったので、結婚を契機に妻の勧めもあり国民年金に加入した。国民年金保険料の納付開始当時から、妻が金融機関又は市の出張所等で夫婦二人分の保険料を納付していた。しかし、保険料の領収書は引っ越しなどで荷物の整理のときに紛失した。

国民年金保険料の納付が遅れることはあったが、督促があり、未納が分かった時点で納付を行うようにしており、もし、当月分の保険料と併せて納付する余裕がなければ、督促を受けた保険料を先に納付して、当月分の保険料は後日に納付していた。また、夫婦二人分の保険料を納付できなかったときは、私の分の保険料を優先的に納付していた。

申立期間は妻が納付済みの記録になっているにもかかわらず、私の分の国民年金保険料が未納の記録にされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が金融機関又は市の出張所等で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、申立人は昭和45年4月から60歳に到達するまで申立期間を除き保険料を納付していることが確認できる上、その妻は46年4月から60歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることが確認でき、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の納付状況をみると、特殊台帳から、申立期間の保険料を現年

度納付していることが確認できるところ、申立人及びその妻の所持する国民年金保険料納入通知書兼領収証書には申立期間の領収印が無く、この通知書兼領収証書で現年度納付していないことが明らかであることから、別の納付書が発行された可能性が高く、申立人についても申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間前後には生活状況等に特段の変化は認められない上、申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の理由も見当たらない。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立人及びその妻の納付意識の高さを踏まえると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、49年1月から同年3月までの保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで  
② 昭和48年4月から同年12月まで

申立期間①当時、私はA市にある大学の学生だった。実家のB市で母が母子家庭の女性から私の国民年金の加入を勧められて加入の手続をしたと、母から聞いた。また、その女性が集金に来ていたと聞いている。

昭和48年ごろ、私は、C市役所D出張所の窓口で、E社会保険事務所(当時)から送付された納付書で申立期間②の国民年金保険料を納付したと思う。

母から「1回でも国民年金保険料を納付しなかったら年金はもらえない。」と強く言われていたので、上記申立期間の保険料は間違いなく納付していると思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付し、申立期間②の保険料は、C市役所D出張所の窓口で納付書により納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和41年9月27日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、当時、B市から集金を委託されていた母子会では現年度の保険料のみを集金していたと同市が回答していることから、母子会に申立期間①の保険料を過年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与して

おらず、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

一方、申立期間②について、申立人は昭和 46 年 3 月に F 市へ転居した後、申立期間②前の昭和 46 年度及び 47 年度の国民年金保険料を、それぞれ昭和 46 年 4 月 30 日及び 47 年 4 月 28 日に前納していることが、申立人の所持する領収証書から確認できるが、昭和 46 年度の保険料については、特殊台帳では未納と記録されており、平成 21 年 7 月 31 日に納付記録が訂正されるまでは未納とされていたことがオンライン記録から確認できる。この点について、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 46 年 3 月の F 市への住所変更について、51 年 6 月に G 社会保険事務所（当時）から E 社会保険事務所に管轄が移管された記録が確認でき、当時、社会保険事務所（当時）では申立人の住所地及び納付記録の管理について事務的過誤が生じていたことが分かる。

また、申立人は昭和 48 年 4 月に境界変更により、F 市から C 市に編入され、その後、50 年 5 月に住居表示が変更されているが、申立人の国民年金手帳には 48 年 4 月の C 市への編入についての記載は無く、住民票では同年 10 月 15 日に同市に変更された記載となっている上、特殊台帳においても同様の記録となっていることが確認できる。このことを踏まえると、申立人が昭和 48 年度の国民年金保険料を、46 年度及び 47 年度の保険料と同様に、昭和 48 年 4 月に F 市において前納することが可能であったことがうかがえる上、昭和 48 年度の保険料についても 46 年度の保険料と同様に納付記録の管理に何らかの事務的過誤が生じた可能性も否定できない。

さらに、申立人は婚姻に伴う氏名、住所及び種別変更の手続を遅滞なく行っている上、婚姻後の国民年金加入期間の国民年金保険料について、申立期間②を除きすべて納付していることがオンライン記録から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえることから、申立人が申立期間②を含む昭和 48 年度の保険料を前納していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、49 年 1 月から同年 3 月までの保険料を重複して納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年9月まで  
② 昭和61年12月から62年9月まで  
③ 平成4年11月から5年3月まで

私は、30歳ぐらいのときに国民年金に加入した。私がA市B区役所で加入手続をしたのか、自宅に区役所職員が来てくれて加入手続をしたのかは覚えていない。

自宅に来ていた集金人に、元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、国民年金加入期間の国民年金保険料は申立期間を除き納付済みである上、申立人及びその元妻の納付記録から、夫婦がおおむね同一の納付行動をとっていたことがうかがえ、申立内容と符合する。

まず、申立期間③について、申立人のオンライン記録を見ると平成5年7月12日に納付書が発行されており、申立人の前後の国民年金保険料の納付状況から申立期間③に対する過年度納付書であると推定できるところ、申立人の元妻のオンライン記録から納付状況を確認すると、6年5月23日に申立期間③の保険料を過年度納付していることが分かる。この場合、元妻の過年度納付時点において、申立人に発行された5年7月12日の納付書により同期間は

過年度納付が可能であり、夫婦の納付行動を踏まえると、納付を担当した元妻が申立期間③の保険料を夫婦一緒に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻のオンライン記録を見ると、申立期間①及び②の保険料は未納とされている上、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする元妻とは連絡が取れないため、当時の状況は不明であり、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情は確認できない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間及び62年4月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで  
② 昭和60年1月から平成4年3月まで

私は、結婚後の国民年金保険料納付については、商売をしていたため夫に任せており、夫が二人分の保険料をまとめて集金人及び区役所で納付していた。納付を裏付ける年金手帳及び領収書等は災害もあり紛失しているが、申立期間の保険料は間違いなく納めているので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付について、夫が夫婦二人分の保険料をまとめて納付していたと主張しているところ、夫婦のオンライン記録によると、昭和39年5月の婚姻以降、申立期間②及び夫のみが過年度納付を行った平成11年8月から12年12月までの期間を除き、夫婦の納付済期間は一致していることが確認できる上、納付日が確認できる申立期間②に後続する4年4月から同年9月までの期間について、夫婦の納付日は一致していることが確認できることから、夫が夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張の信憑性は高いと見られる。

また、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間及び62年4月から平成元年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の夫は、国民年金保険料の納付済期間となっており、二人分の保険料をまとめて納付していた夫が、自らの保険料と一緒に申立人の保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間につい

て、夫婦の特殊台帳によると、夫婦共に未納である旨記録されていることが確認できるが、オンライン記録によると、当該期間について、夫は納付済みとされており、特殊台帳とオンライン記録が一致していない。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和60年4月から62年3月までの期間及び平成元年9月から4年3月までの期間について、オンライン記録によると、夫婦共に未納期間とされていることが確認でき、夫が二人分の国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張と一致しない上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間及び62年4月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、同年2月の保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年1月まで

私は、昭和41年11月から48年3月までの国民年金保険料を49年2月23日に郵便局で納付した7枚の領収証書を所持しているにもかかわらず、「ねんきん特別便」を見て、41年11月から46年3月まで国民年金保険料が未納であることを初めて知った。

そこで、社会保険事務所（当時）にこれらの領収証書を提出したところ、昭和44年2月以降の期間のみが国民年金保険料の納付済期間として認められたが、申立期間については、なぜ納付が認められないのか納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和41年11月から48年3月までの期間に係る7枚の国民年金保険料の領収証書は、いずれも真正な社会保険事務所の国庫金領収証書であるとともに、第2回目の特例納付期間中の49年2月23日付けの郵便局の領収印が確認できるほか、申立人は、これ以降の保険料をすべて納付していることから、満額の年金を受給する目的で、当該期間の保険料を納付したことは明らかである。

また、当該領収証書のうち特例納付に係る納付金額は、第1回目の特例納付における月額単価等で計算して記載されており、当時の窓口担当者による事務過誤と認められるところ、申立人の特殊台帳を見ると、当該特例納付に係る納付金額の合計額を第2回目の特例納付における月額単価で割り戻した期間と推定される昭和44年3月から46年3月までの期間を、特例納付による納付済期間として備考欄に記載されていることが確認できる。したがって、これを記

載した当時の社会保険事務所の担当者は、この時点において、納付金額の不足を認識していることから、不足金額について、申立人に対し、当然何らかの方法で通知を行うと考えるのが自然であるとともに、満額受給の意思を有する申立人が、通知を受けて不足分の保険料を納付しない理由は見当たらない。

さらに、前述のとおり、当該特殊台帳の備考欄には、昭和44年3月から46年3月までの期間を特例納付したことが記載されているにもかかわらず、昭和43年度から45年度までの納付記録欄を見ると、いずれも未納期間のままであることから、明らかに納付記録についての記載漏れが認められるとともに、平成21年7月に、申立人の所持する領収証書及び同特殊台帳等により記録訂正が行われるまで、オンライン記録においても、申立期間直後の昭和44年2月から46年2月（昭和46年3月は、厚生年金保険被保険者期間であり、納付月数を確保するため、44年2月を納付済期間としている。）までの期間は国民年金保険料の未納期間とされていたことなどを踏まえると、不足分に係る保険料についても、納付記録が欠落していた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和41年11月から43年5月までの期間については、平成21年8月に厚生年金保険被保険者期間及び国民年金被保険者期間が記録統合されるまで、国民年金の強制加入期間として記録されていたところ、この記録統合により、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間であることが判明している。しかしながら、当該期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給され年金受給額の算定基礎にはならない上、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成した等の誤りが認められ、このため、申立人が当該期間を含めた国民年金保険料を納付して既に30年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重するに値するものと考えられ、国民年金被保険者となり得ないことを理由に、当該期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。したがって、申立人の納付記録については、当該期間も含めて保険料の納付済期間とすべきものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から42年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が、自身の分と合わせて集金人に納付してくれており、私の国民年金手帳には当該期間について領収印が押されている。

しかし、社会保険事務所(当時)から、「いったん、国民年金保険料が納付されたが、昭和40年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失したため、44年1月14日に保険料が還付された。」との説明を受けたが、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母が集金人に納付したと申し立てているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間について検認印が押されており、当該期間の保険料を納付していることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳等における申立人の国民年金保険料の納付記録等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和36年4月1日を国民年金強制加入被保険者資格の取得日として、同年11月21日に払い出され、37年1月から申立期間直前の40年11月までの保険料について納付済みとされている一方、同年12月1日付けで資格を喪失されている。

なお、国民年金被保険者資格の取得日については、平成12年9月29日になって、昭和34年10月1日から36年10月21日までの期間について厚生年金保険被保険者資格が見つかったことにより、同年10月21日に訂正されて

いる。

この点について、申立人は、昭和36年10月に会社を退職してから43年3月に結婚するまでは家業の手伝い及び短期間のアルバイトは行っていたものの、正規に会社勤務等をした経験は無く、申立期間当時、自ら国民年金強制加入被保険者資格の喪失手続及びその後に還付請求を行うことは考えられないと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、36年10月21日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、43年3月の結婚と同時期に再就職したことに伴い、同年3月7日付けで再び厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、それ以前の期間においては、厚生年金保険被保険者資格の取得履歴等は無く、また、住所等生活環境にも特段の変化は認められないことから、申立人陳述のとおり、40年12月1日付けで国民年金の資格喪失手続がなされていることは不自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の資格の取得及び喪失欄を見ると、いったん、昭和40年12月1日付け国民年金強制加入資格の喪失、47年11月28日付け任意加入資格の取得と記録されていたが、このうち、任意加入資格の取得日について、同年11月28日との記載が二重線で引かれるとともにC市の印が押され、強制加入資格の喪失日と同一日の40年12月1日に訂正されていることが確認でき、この訂正後の記録では申立期間は任意加入期間となっており、特殊台帳等の記録と齟齬がみられる。

これらのことから判断して、申立期間の国民年金保険料については、本来有効な納付であったにもかかわらず、行政側に何らかの事務的過誤が生じ、申立期間が未加入期間とされ、納付済みの保険料が還付されてしまったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月及び同年11月

サラリーマンの妻は国民年金に加入しなくても良いと言われていたが、将来のことを考えて、昭和47年8月に、自分で、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

昭和49年11月ごろ、A市からB市へ転居しているが、申立期間の国民年金保険料は転居後のB市の集金人に納付し、領収書のようなものをもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月に、A市において国民年金の加入手続を行い、B市において申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月28日を国民年金任意加入被保険者資格の取得日として、A市において、同年9月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期等から見て、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間は、2か月間と短期間である。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間直前の昭和47年8月から49年9月までの期間及び申立期間直後の同年12月から52年5月までの期間の国民年金保険料については現年度納付していることが確認でき、納付の意思をもって任意加入をした申立人が、申立期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 16 年 2 月 27 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間は、約 30 万円から 35 万円の給与を受け取っていたので、申立期間について標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社の元事業主が、毎月 30 万円から 35 万円の給与を支払ったと陳述していることに加えて、申立人の雇用保険の記録を見ると、平成 16 年 2 月の退職前 6 か月の平均給与額が 42 万円となることから、申立人は、申立期間において、標準報酬月額で 30 万円以上に相当する給与が支給されていたと推認される。

一方、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成 8 年 10 月の定時決定により、30 万円から 20 万円に減額され、申立人が資格を喪失する 16 年 2 月 27 日まで 20 万円のままとされていることが確認できること、前述の元事業主は、「申立期間当時は厚生年金保険料の滞納が続いたため、全従業員について、実際の給与支払額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出た。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立人と同時期の平成 5 年 11 月に、随時改定により標準報酬月額が 34 万円から 20 万円に減額されている同僚について、同

人から提出された申立期間に重複する同年 11 月から 10 年 10 月（資格喪失月）までの期間に係る給与明細書を見ると、給与支給額は 35 万 2,000 円（これに基づく標準報酬月額が 36 万円）と記載されており、当該期間の厚生年金保険料控除額は、随時改定後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、随時改定前の標準報酬月額（34 万円）に近い 32 万円から 36 万円の標準報酬月額に見合う額となっている。

さらに、平成 11 年 5 月に資格を取得している別の同僚も、オンライン記録において、12 年 10 月の定時決定により標準報酬月額が 28 万円から 20 万円に減額されているが、同人が保管する同年 12 月分、13 年 11 月分、15 年 3 月分、同年 5 月分及び同年 11 月分の給与明細書では、給与支給額は 28 万円（これに基づく標準報酬月額が 28 万円）から 29 万 8,000 円（これに基づく標準報酬月額が 30 万円）と記載されており、当該定時決定から資格喪失月まで、定時決定後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、定時決定前の標準報酬月額（28 万円）に近い 26 万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において申立てに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かを確認できる資料は無いが、事業主の陳述及び同僚の保険料の控除の状況から判断すると、申立人は、申立期間において、平成 8 年 10 月の定時決定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主が実際の給与よりも低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該定時決定前の標準報酬月額（30 万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和53年8月から54年4月までは9万2,000円、同年5月から同年8月までは9万8,000円、同年9月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から54年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間のうち、昭和54年9月分及び申立期間後である同年10月分から同年12月分までの給与明細書を所持しており、53年10月から12万1,110円の固定給与が支給されていたことは覚えているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和54年9月の申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書（昭和54年9月分）の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和54年1月から同年8月までの期間については、

申立人の給与支給額は、申立人に係る昭和 55 年度市・県民税特別徴収税額通知書、申立人が所持する昭和 54 年 9 月分から同年 12 月分までの給与明細書、同年 12 月期の冬期賞与明細書及び給与改定通知書から、同年 1 月から同年 4 月までの各月は、12 万 1,110 円、同年 5 月から同年 8 月までの各月は 13 万 3,137 円であると推認される所、昭和 55 年度市・県民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額と前述の給与支給額に基づき算定した各月の保険料控除額から判断して、申立人の標準報酬月額は、昭和 54 年 1 月から同年 4 月までは 9 万 2,000 円、同年 5 月から同年 8 月までは 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月から同年 12 月までの期間については、給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無いが、申立人は、「同時期に入社した同僚とは、同じ場所で勤務し、仕事内容及び給与額もほぼ同じであった。」と陳述している所、オンライン記録において当該同僚の A 社に係る被保険者資格取得時の標準報酬月額は 9 万 8,000 円であることが確認でき、また、同人の標準報酬月額は、資格取得時から 54 年 10 月の定時決定まで変動することなく推移していて、申立人らの給与に変動は無かったと考えられることから判断すると、申立人の 53 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額は、上記で推認した 54 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額 9 万 2,000 円と同額であると考えるのが相当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から同年7月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる給料明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料明細書及びA社の総務担当者の陳述等から、申立人が申立期間に同社B支店で勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関連資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月29日から同年7月1日まで

私は、昭和58年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動となった。しかしながら、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が空白となっている。給与支給明細書によると厚生年金保険料は控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び申立人に係る給与支給明細書により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和58年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和58年5月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで  
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が 16 万円とされている。

当時、私の報酬月額は固定給で、厚生年金保険法による標準報酬月額の最高等級を上回っており、また、その固定給部分を当時、引き下げた覚えも無く、社会保険事務所への届出も私自身が行っていた。

私が経営する事業所には、賃金台帳、被保険者報酬月額算定基礎届の控えが残っており、給与明細書もあるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬月額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 15 年 9 月 1 日の定時決定により、「16 万円」と記録されている（平成 15 年 8 月 14 日処理）。

しかしながら、A社提出の平成 15 年の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（被保険者報酬月額算定基礎届受付日：平成 15 年 7 月 7 日）」を見ると、申立人の同年 9 月以降の標準報酬月額は、98 万円（健康保険等級）と決定され、厚生年金保険の標準報酬月額については、最高等級である 62 万円と決定されていることが確認できる。

また、A社提出の賃金台帳及び給与明細書を見ると、申立人の申立期間における報酬月額は申立人主張の報酬月額（155 万円）と一致している上、厚生年金保険料控除額も厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（62 万円）に見合う額であることが確認できる。

さらに、年金事務所の職員は、「オンラインへ入力する際に、62万円と入力すべきところ、16万円と誤って入力したと思われる。」旨を陳述している。

以上のことから、事業主は、当時、申立人が主張する標準報酬月額に基づく「被保険者報酬月額算定基礎届」を適切に社会保険事務所に届け出ていることが認められるところ、社会保険事務所が当該届出に基づく記録を誤ったものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の記録から、62万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から41年8月1日まで

私は、以前勤務していた事業所の上司が独立して設立したA社に昭和36年6月ごろ入社した。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険の資格取得日が昭和41年8月1日となっている。

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年7月1日から41年8月1日までの申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ごろにA社に入社し、43年5月31日まで同社において勤務していたと申し立てしているところ、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から、申立期間を含め同社に継続して勤務していたことが推認される。

また、A社の元事業主の親族は、「当時、事業主は、A社の従業員が5名となった時点で厚生年金保険の適用事業所となる旨の届出を行ったと記憶している。また、当時、同社に勤務していたすべての従業員を加入させたはずであり、申立人を厚生年金保険に加入させない特段の事情はなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年7月1日付けで被保険者資格を取得している同僚は、「A社が適用事業所となった時点の従

業員数は6名程度であったと記憶している。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった時点の被保険者数は5名であることが確認でき、当時、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

加えて、上記同僚は、「申立人は、会社の中心的な存在であり、申立期間中を含め申立人の業務内容及び勤務形態に変化はなかった。」とも陳述しているほか、A社が申立人を厚生年金保険に加入させなかった特段の事情はうかがわれない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の陳述内容及び申立人のA社における昭和41年8月の社会保険事務所の記録から判断して、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が昭和53年9月8日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡しており確認できないため不明であるものの、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき2度にわたる事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が41年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年7月から41年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、B社に入社し、昭和57年11月から61年5月までC業務に従事していた。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、会社名はB社、A社及びD社と変わっているが、A社の資格喪失日が59年5月31日、D社の資格取得日は同年6月1日となっており、被保険者期間が1か月欠落している。A社とD社は関連会社であり、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、D社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地がA社と同一であることが確認できることなどから、両社は関連企業であると認められる。

また、D社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで資格を取得している申立人を含む16名はすべて、A社から転籍した者であることが確認できることから、当該16名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立人は申立期間も勤務していた。当時、A社からD社へと社名が変更されたが、勤務場所、業務内容及び勤務形態などすべて変更も無く、前後の期間も同じように勤務していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、A社は、「当時、当社E社の全社員がD社に転籍することとなったが、これらの社員は一旦退職することもなく、両社に継続して勤務していたは

ずである。」旨回答している。

加えて、A社の役員は、「当時の事務担当者が既に退職し、資料も残っていないため詳細は不明であるが、A社E社の全社員がD社に移籍した当時において、給与計算及び社会保険関係事務は親会社であるA社で一括して行っていたと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、同時期に転籍した同僚 15 名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたように思う。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 59 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 59 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、B社に入社し、昭和56年1月から平成10年5月までC業務に従事していた。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、会社名はB社、A社及びD社と変わっているが、A社の資格喪失日が昭和59年5月31日、D社の資格取得日は同年6月1日となっており、被保険者期間が1か月欠落している。A社とD社は関連会社であり、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、D社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地がA社と同一であることが確認できることなどから、両社は関連企業であると認められる。

また、D社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで資格を取得している申立人を含む16名はすべて、A社から転籍した者であることが確認できることから、当該16名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立人は申立期間も勤務していた。当時、A社からD社へと社名が変更されたが、勤務場所、業務内容及び勤務形態などすべて変更も無く、前後の期間も同じように勤務していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、A社は、「当時、当社E社の全社員がD社に転籍することとなったが、これらの社員は一旦退職することもなく、両社に継続して勤務していたは

ずである。」旨回答している。

加えて、A社の役員は、「当時の事務担当者が既に退職し、資料も残っていないため詳細は不明であるが、A社E社の全社員がD社に移籍した当時において、給与計算及び社会保険関係事務は親会社であるA社で一括して行っていたと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、同時期に転籍した同僚15名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたように思う。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本店における資格喪失日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（平成7年10月1日にA社C本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本店における平成7年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を誤って届け出たと認めている上、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格喪失日は平成7年9月30日と記載されていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本店における資格喪失日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（平成7年10月1日にA社C本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本店における平成7年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を誤って届け出たと認めている上、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格喪失日は平成7年9月30日と記載されていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 7434

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本店における資格喪失日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（平成7年10月1日にA社C本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本店における平成7年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を誤って届け出たと認めている上、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格喪失日は平成7年9月30日と記載されていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年7月1日に、A社C支店における資格喪失日に係る記録を25年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月、同年6月、25年6月及び同年7月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年1月5日から同年7月1日まで  
② 昭和25年6月20日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社B支店から同社D出張所に転勤し勤務していた期間であり、給与はA社B支店から受け取っていたと思う。

申立期間②は、A社C支店から同社E出張所に転勤し勤務していた期間である。

休職及び転職をしたことは無く、申立期間も継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述及び被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し(昭和24年1月5日にA社B支店から同社D出張所に異動、同年7月1日に同社D出張所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社D出張所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業

所となった記録は無いが、申立人が同社D出張所で同僚であったとする3人は、それぞれ、申立期間の全部又は一部について、A社C支店又はA社F支店において被保険者記録が確認できること、及び申立人が給与は転勤前の勤務事業所であるA社B支店から受け取っていたと思うとしていることから判断すると、申立人は、申立期間について、A社B支店において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年12月の社会保険事務所の記録及び24年5月1日から28年10月31日までの期間に適用された標準報酬月額の等級区分から、24年1月から同年4月までは8,100円、同年5月及び同年6月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、元事業主等とも連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述及び被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し(昭和25年6月20日にA社C支店から同社E出張所に異動、同年8月1日に同社E出張所からG社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社E出張所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無いが、申立人は、申立期間について、申立期間直前の被保険者記録が有り、ほかの同僚の陳述から申立期間当時に本社機能を有していたと考えられるA社C支店において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、元事業主等とも連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成15年7月25日の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

私は、当時勤務していたA社から平成15年7月25日に同年前期分の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与明細書を保管しているので、調査の上、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された賞与明細書及びA社より提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳に記載された保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月15日から28年6月7日まで

A社B支店には2回勤務した。最初に勤務した期間は厚生年金保険加入期間として記録が残っていたが、2回目に勤務した期間は記録が残っていなかった。そこで、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、同社B支店における未統合の記録が見つかり、厚生年金保険に加入していたことが認められたが、同時に脱退手当金が支給されたという記録も出てきたため、社会保険事務所（当時）は加入期間として認めてくれなかった。

A社B支店での2回の勤務のうち、最初に勤務した期間は厚生年金保険の加入記録が残っているのに、2回目に勤務した期間についてだけ脱退手当金を受給することなど到底考えられない。脱退手当金は請求も受給もしていないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和29年2月5日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある申立期間と同一事業所であるA社B支店における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、同一事業所における2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社B支店に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性61人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある者は申立人を含

めて4人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、A社B支店に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、申立人の生年月日は、いずれも「昭和6年7月26日」と誤って記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が22万円であるとの回答を受けた。事業所が保管する平成3年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の控えには32万円と記載されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成3年10月適用の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）によると、管轄社会保険事務所は、申立人の当該事業所における申立期間の標準報酬月額を32万円と決定していることが確認でき、この標準報酬月額は、オンライン記録の22万円と相違していることが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された加入員台帳（写）から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は32万円であったことが確認でき、同基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員標準報酬月額算定基礎届は、複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

さらに、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について、上述の決定通知書に基づいた標準報酬月額32万円に相当する保険料額を控除したと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録、同社総務担当者の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年2月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年12月の社会保険事務所の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和54年4月1日、資格喪失日は56年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年4月から同年7月までは9万8,000円、同年8月から55年7月までは11万円、同年8月から56年5月までは16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月1日から56年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和54年4月1日から56年5月31日まで、同社C支店に勤務し、D業務に従事しており、保険料を控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E企業年金基金が提出した企業年金基金加入者記録票(写)により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できるとともに、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人の雇用保険の適用事業所は、同社B支店であったことが確認できる。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人と生年月日が同じであり、同姓同名で、かつ厚生年金保険被保険者番号が一致する昭和54年4月1日から56年6月1日までの期間に係る被保険者記録が確認できるとともに、オンライン記録によると、当該被保険者番号は平成13年12月4日に申立人の基礎年金番号に統合されているものの、当該期間は申立人の被保険者期間に反映されていないことが確認できる。

さらに、申立人を記憶しており、入社時期が同じであったとする同僚は、「申

立期間当時、申立人と同姓同名の従業員はほかにはいなかった。」と陳述している。

加えて、E企業年金基金では「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は複写式の様式を使用しており、当基金へ提出されたものと同一内容の書類を管轄社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、前述のオンライン記録に反映されていない厚生年金保険被保険者原票の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和54年4月1日、資格喪失日は56年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における被保険者原票の記録から、昭和54年4月から同年7月までは9万8,000円、同年8月から55年7月までは11万円、同年8月から56年5月までは16万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月4日まで

私は、昭和39年4月2日からA社に「B職」として採用され、同日付けで厚生年金保険に加入したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社提出の申立人に係る職歴証明から判断すると、申立人は申立期間もB職としてA社において勤務していたことが認められる。

また、上記証明書によると、申立人は、昭和39年7月1日付けで再度B職に任じられ、同年8月10日から同年9月3日まではD社勤務と記録されているところ、申立人が同社で一緒に研修を受けたとして名前を挙げている同僚二人は、いずれも当該研修期間も含めて厚生年金保険の被保険者期間が継続していることが確認できる。

さらに、C社人事部は、「職歴証明を見ると、申立人は、昭和39年4月2日の採用以降、同年9月4日にE職となるまでの期間については、B職としての身分に変更は無いことから、厚生年金保険に加入していたと考えられる。」旨の回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月21日から同年4月21日まで

私は、昭和58年4月1日にA社に入社し、平成4年4月21日に関連会社のB社に転籍したが、転籍時期である申立期間も継続してA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成4年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成4年4月21日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における喪失日の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成4年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成10年2月から同年6月までの期間は32万円、15年4月から16年8月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月15日、同年12月15日及び16年7月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与に係る記事を、15年7月15日は25万円、同年12月15日は30万円、16年7月15日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記事とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記事を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年12月15日の標準賞与額に係る記事を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から19年12月21日まで

A社における給与及び賞与の明細書が一部残っているところ、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも、社会保険庁(当

時)の記録が低くなっている月があることが分かった。また、同社で支給されていた賞与についての記録が無いが、平成16年7月及び18年12月に支給された賞与の明細書が残っており厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

A社における標準報酬月額と標準賞与額について調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出のあった当該期間に係る賃金台帳、退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成10年2月から同年6月までの期間は32万円、15年4月から16年8月までの期間は36万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び平成14年並びに15年に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において確認できる記録と社会保険事務所(当時)の記録が一致していることから、当該期間については、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年7月から15年3月までの期間及び16年9月から19年11月までの期間については、上記賃金台帳等で確認できる保険料控除額及び報酬月額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立人の標準賞与額については、上記賃金台帳等により、申立人は、平成15年7月15日、同年12月15日、16年7月15日及び18年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記貸金台帳等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月15日は25万円、同年12月15日は30万円、16年7月15日は25万円、18年12月15日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成15年7月15日、同年12月15日及び16年7月15日支給の賞与について、事業主は届出を行ったか否かも不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成18年12月15日支給の賞与については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の21年6月16日に、事業所からの届出に基づき社会保険事務所が処理していることが確認できる上、事業主は、当該賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、上記貸金台帳等により、平成16年12月15日及び17年12月15日には、いずれも10万円の賞与が支給されていることが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないため、記録訂正の必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書及び会社提出の委託先税理士事務所が保管する支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、オンライン記録によると、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成 14 年 7 月 1 日）における標準報酬月額は、平成 14 年 7 月 18 日に 28 万円として入力処理された後、同年 8 月 21 日に当該記録が 12 万 6,000 円に訂正処理されていることが確認できるところ、当時、同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所は、「A社は、当時、厚生年金保険料等を滞納しており、事業主の依頼に基づき、申立人を含む従業員の標準報酬月額を減額する届出を社会保険事務所に行った。」旨回答

していることから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を返還した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月30日から同年7月4日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和52年6月30日から同年7月4日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業主提出の申立人に係る給与明細書及び事業主の陳述から、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し(昭和52年7月4日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主提出の申立人に係る給与明細書から確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格喪失日を昭和52年6月30日と届け出たとしており、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月31日から同年11月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成14年10月末まで勤務しており、厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、退職金支給計算書等から、申立人が申立期間もA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成14年9月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間における事業所の保険料額が、同期間の納入告知書に記載されている保険料額と一致することから、保険料を納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を平成14年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難い上、社会保険事務所の記録におけるA社での資格喪失日が、雇用保険の記録における同社での離

職日の翌日となっており、公共職業安定所と社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日（離職日）と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年10月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成2年11月から3年6月までの標準報酬月額については30万円、同年7月から同年9月までの標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から5年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成5年ごろまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間のうち、平成3年9月30日まで、A社で勤務したことが推認できる。

一方、オンライン記録において、申立人のA社における資格喪失日に係る記録は、平成5年2月2日に、2年11月30日にさかのぼって処理されており、当該資格喪失処理により、申立人の3年7月1日、同年10月1日及び4年10月1日の標準報酬月額の改定記録が取り消されていることが確認できる。なお、当該処理日において、同社が3年12月1日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理も同時に行われていることが確認できる。

また、上記の同僚及びA社の元事業主についても、申立人と同日付けで同様の資格喪失処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社の商業登記に係る記録によると、申立人は、申立期間に同社の取締役であったことが確認できるが、上記の同僚は、「申立人は、会社の経営及び経理には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について、平成2年11月30日に遡<sup>そきゅう</sup>及して処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該資格喪失処理は有効なものであったとは認められず、申立人の資格喪失日は、上記の同僚の陳述から勤務が推認できる3年10月1日に訂正することが必要である。

また、平成2年11月から3年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における2年10月の社会保険事務所の記録から30万円とし、3年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人の同社における5年2月2日に取消処理された3年7月の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年10月1日から5年ごろまでの期間については、上記の同僚は、「私がA社を退職した後は、同社は営業していなかったと思う。」と陳述している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主の所在も不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和58年5月まで勤務しており、厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与支払明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び同僚の陳述により、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間のうち、昭和58年2月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和58年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所となっていない。しかし、申立人及び同僚は、申立期間に同社において5人の従業員が勤務していたと陳述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申

立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、当該期間の給与支払明細書に厚生年金保険料控除に係る記載が無いことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月1日から51年1月1日までの期間、同年2月1日から同年7月1日までの期間、52年9月1日から53年1月1日までの期間及び同年2月1日から54年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50年10月1日から51年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年7月1日までの期間は11万円、52年9月1日から53年1月1日までの期間は16万円、同年2月1日から54年10月1日までの期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から平成7年10月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書

において確認できる保険料控除額から、昭和50年10月1日から51年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年7月1日までの期間は11万円、52年9月1日から53年1月1日までの期間は16万円、同年2月1日から54年10月1日までの期間は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のうち、昭和50年10月1日から51年1月1日までの期間、同年2月1日から同年7月1日までの期間、52年9月1日から53年1月1日までの期間及び同年2月1日から54年10月1日までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年5月1日から50年10月1日までの期間、51年1月1日から同年2月1日までの期間、同年7月1日から52年9月1日までの期間、53年1月1日から同年2月1日までの期間、54年10月1日から58年5月1日までの期間、同年6月1日から59年7月1日までの期間、平成3年1月1日から同年2月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年12月1日から4年1月1日までの期間、同年6月1日から5年2月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び6年1月1日から同年5月1日までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致するか又はこれよりも低く記録されていることから、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和42年7月1日から48年5月1日までの期間、58年5月1日から同年6月1日までの期間、59年7月1日から平成3年1月1日までの期間、同年2月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年12月1日までの期間、4年1月1日から同年6月1日までの期間、5年2月1日から同年3月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から6年1月1日までの期間及び同年5月1日から7年10月1日までの期間については、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の保険料控除額を確認できる資料を保管していないほか、オンライン記録において、申立人の当該期間における標準

報酬月額がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年5月1日から同年5月3日までの期間及び同年6月25日から同年6月26日までの期間について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年5月1日、同社C支店における資格取得日は同年6月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月29日から同年5月1日まで  
② 昭和31年5月1日から同年5月3日まで  
③ 昭和31年6月25日から同年6月26日まで  
④ 平成10年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、D社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。D社には昭和31年3月1日から同年4月30日まで勤務し、A社には同年5月1日から平成10年3月31日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社の人事記録、雇用保険の記録及びオンライン記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められることから、申立人の同社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和31年5月1日、同社C支店における資格取得日は同年6月25日であると認められる。

申立期間①について、申立人は、申立期間もD社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた5人中3人は、申立人を記憶しているものの、いずれも申立人の退職時期を記憶

していない。

また、D社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人提出の辞令等から、申立人が申立期間もA社で勤務したことが認められる。

しかし、A社は、「申立人は、平成10年3月31日に定年退職したが、申立期間当時、退職日を資格喪失日として取り扱っていたため、同年3月の保険料を控除していなかったと考えられる。」と陳述しているところ、同社提出の退職月における保険料控除の取扱いに関する連絡メモ（平成15年10月10日付け）を見ると、同社において上記の陳述どおりの取扱いがあったことがうかがえる。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、平成10年3月30日にA社を離職後、同年3月31日に同社で短時間労働被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人提出の社内報及びオンライン記録によると、申立人と同時期に退職した8人は、いずれも社内報に記載されている退職日とオンライン記録上の資格喪失日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成9年11月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年9月は59万円、同年10月は53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月20日から同年11月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成9年11月20日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録等から、申立人が平成9年11月20日まで同社で勤務したことが認められる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の記録における申立人の資格喪失日は、平成9年11月20日であることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時、社会保険事務所及びB厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年11月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、平成9年9月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所の記録から、59万円とし、同年10月の標準報酬月額については、10年3月19日に取消処理された申立人の同社における9年10月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料の控除額が記載された給与明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成8年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主の所在も不明であるため、同人から保険料を納付したか否かを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を平成8年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月30日から2年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月1日から同年12月1日まで  
② 平成元年12月30日から2年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。また、申立期間②については、雇用保険の記録のとおり平成元年12月31日まで同社に勤務したにもかかわらず、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された給与明細書を提出するので、申立期間の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、A社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、資格喪失日は平成元年12月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 7477

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月21日から同年12月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社C支店から同社D支店に異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び申立期間前後の申立人の厚生年金保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和37年10月にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和37年12月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことから、申立人は、申立期間に、同社C支店において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 28 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払いと保険料の控除が確認できる賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年2月28日支給分の賞与に係る賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表の保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月28日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払いと保険料の控除が確認できる賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年2月28日支給分の賞与に係る賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表の保険料控除額から、46万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を138万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 28 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払いと保険料の控除が確認できる賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年2月28日支給分の賞与に係る賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表の保険料控除額から、138万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を92万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月28日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払いと保険料の控除が確認できる賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年2月28日支給分の賞与に係る賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表の保険料控除額から、92万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月1日から44年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年4月1日に、資格喪失日に係る記録を44年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、43年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から44年1月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年9月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、兄の紹介で昭和43年4月に入社し、会社の寮に住んで、B職として勤務した。給与から社会保険料を控除されていたし、会社から慰安旅行に行ったことも記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間より前の昭和42年4月1日にA社で被保険者資格を取得している元従業員は、「申立人のことをはっきりと記憶している訳ではないが、申立人は、私より1年ほど遅れて入社してきた人だと思う。」と陳述している。

また、申立期間当時の事業主の妻は、「私の義母が死亡した昭和43年11月に、申立人がA社で勤務していたことを記憶している。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時にA社が新規に取り組んだ事業にも従事したとしているところ、その申立内容はほかの元従業員の陳述と符合するほか、申立人は、昭和44年1月に同社で行われた年始の行事を具体的に記憶している。

これらのことから判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの期間について、A 社で勤務していたことが推認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員に照会したところ、元従業員の一人は、「申立期間当時、A 社は、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述しており、また、別の元従業員は、「臨時社員はいなかった。」としているほか、回答のあった元従業員の大半が、自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険被保険者記録は一致するとしている。

さらに、前述の被保険者名簿から確認できる申立期間当時の被保険者数は、申立人及び複数の元従業員が記憶している申立期間当時の従業員数と符合する。

加えて、当該被保険者名簿によると、申立期間当時、A 社は、申立人とほぼ同年齢の 20 歳未満の従業員についても、厚生年金保険に加入させていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、勤務の推認できる昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢である元従業員の A 社における社会保険事務所の記録から、昭和 43 年 4 月から同年 9 月までは 2 万 8,000 円、同年 10 月から 44 年 1 月までは 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に死亡しているため申立期間当時の状況は不明であるが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 4 月から 44 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 2 月から同年 9 月までの期間についても、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、複数の元従業員は、「申立人と思われる人は、1 年間も勤務していなかった。」と陳述している。

また、申立期間当時の事業主の妻は、「私の義母が死亡した昭和 43 年 11 月に申立人が A 社で勤務していたことは記憶しているが、その後に勤務していたかどうかは分からない。」と陳述している。

さらに、A 社は、昭和 51 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社から同社の関連会社であるC社（現在は、B社）に異動した時期であり、両社に継続して勤務していた。申立期間の保険料控除が確認できる給与支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の給与支払明細書から、申立人が申立期間もA社及びC社に継続して勤務し（昭和61年2月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年4月1日であることから、申立人は、申立期間には、A社において被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるとしていることから、事業主が昭和61年2月1日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年6月18日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を106万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月18日  
② 平成17年12月2日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。申立期間の賞与明細を見ると、保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から、106万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年6月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、当該賞与は、申立人がA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である平成17年12月に支給されたものであるところ、厚生年金保険法では、被保険者資格喪失日の属する月は、被保険者期間に算入しないこととされており、また、保険料は、被保険者期間に算入される各月についてのみ徴収することとされている。

これらのことから、平成17年12月は、申立人のA社B支店における被保険者期間とはならない月であり、同年12月2日に支給された賞与については、制度上保険料徴収の対象とならないことから、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から45年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答であった。  
脱退手当金をもらったこと、及び請求した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和44年12月31日に退職したが、申立期間に係る脱退手当金を請求したこと、及び受領したことも無いと申し立てている。

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるB社及びC社における被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、3回の被保険者期間のうち、最初の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定された記録が確認できる昭和45年3月19日より約3か月後の同年6月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得(D社)していることが確認できるほか、同年7月4日には、申立期間に使用した同一の厚生年金保険被保険者記号番号で厚生年金保険の被保険者(E社)となっていることも確認できることから、申立人は、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定された昭和45年3月19日の約5年半前である39年8月25日に国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることも確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を53年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、46年10月から47年9月までは3万円、同年10月から48年7月までは3万9,000円、同年8月から49年9月までは4万5,000円、同年10月から50年7月までは6万8,000円、同年8月から52年9月までは7万6,000円、同年10月から53年9月までは8万円、同年10月及び同年11月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から53年12月30日まで

私は、昭和46年10月1日から53年12月30日まで、A社において常勤従業員として在籍し、B業務に従事していた。

社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答であった。

A社に就職する際、事業主から社会保険に加入することについて説明を受けた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人が名前を挙げた当時の同僚の厚生年金保険の被保険者記録並びに申立人の陳述内容が具体的で当時の状況と符合していることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA社に常勤従業員として勤務していたことが推認される。

また、申立人の面接に立ち会った上記同僚は、「私が申立人の面接に立ち会った際、事業主から申立人の給与及び社会保険等は、ほかの従業員と同じ扱い

にするとの説明を受け、申立人が社会保険の加入について希望しない旨を回答したことは無かった。」と陳述している。

さらに、申立人及び同僚が陳述するA社における従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数は一致しているほか、申立人のB業務に関する知識及び技術について、上記同僚は、「申立人は業務経験が少なかったが、私が指導した。ほかにも指導していた従業員がいた。」旨陳述しているところ、当該指導を受けていた従業員は上記被保険者名簿において被保険者記録が確認できる。

加えて、複数の同僚は、「自身の勤務期間と加入記録に相違は無かった。」と陳述しており、これらのことから、A社は、申立期間において、入社と同時に、すべての従業員を経験等にかかわりなく、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の陳述及び同質業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和46年10月から47年9月までは3万円、同年10月から48年7月までは3万9,000円、同年8月から49年9月までは4万5,000円、同年10月から50年7月までは6万8,000円、同年8月から52年9月までは7万6,000円、同年10月から53年9月までは8万円、同年10月及び同年11月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和54年4月11日に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから回答を得られないものの、申立期間当時の上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の複数回にわたる被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年10月から53年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年4月1日、資格喪失日は48年4月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月から同年7月までの期間は2万8,000円、同年8月から47年7月までの期間は3万9,000円、同年8月から48年3月までの期間は4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から48年3月31日まで

私は、昭和46年4月1日から48年3月31日までの期間、A社B支店でC職として勤務していた。

入社時、会社に厚生年金保険被保険者証を提出して退職時に返却されたことを覚えている。申立期間に間違いなく勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において勤務していたと申し立てているA社B支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名(旧姓)及び生年月日と一致し、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録(資格取得日は昭和46年4月1日、資格喪失日は48年4月16日)が確認できる。

また、当該未統合となっている記録は、申立人の現在の基礎年金番号と同一番号であることが確認できるほか、その被保険者期間は申立人主張の申立期間とおおむね一致している上、申立人のA社B支店における雇用保険の記録(資格取得日は昭和46年4月1日、離職日は48年4月15日)とも一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険

被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和46年4月1日、資格喪失日は48年4月16日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和46年4月から同年7月までの期間は2万8,000円、同年8月から47年7月までの期間は3万9,000円、同年8月から48年3月までの期間は4万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年8月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月9日から同年11月12日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認される。

また、複数の同僚が陳述したA社への入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できるところ、当該複数の同僚からは、「A社は、入社と同時に厚生年金保険の資格を取得させていたと思う。申立人も申立期間を通じて、業務内容及び勤務形態に変化は無かったことから、申立期間の保険料を給与から控除されていたと思う。」旨の陳述が得られた。

なお、申立人のA社における雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致していないところ、上記とは別の複数の同僚のうち的一名には、雇用保険の加入記録は無く、また、ほかの一名の厚生年金保険の資格取得日は昭和35年6月10日であることが確認できるものの、雇用保険の資格取得日はそ

の約3年後の38年8月1日となっていることなどから判断すると、同社では、厚生年金保険と雇用保険は一体として取り扱われていなかったことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年11月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の申立期間当時の事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成15年8月12日の標準賞与額に係る記録を63万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月12日

私は、申立期間当時に勤務していたA社から平成15年8月12日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が無い。同社も保険料控除を認めているので、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社より提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳に記載された保険料控除額から、63万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年8月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年10月1日まで

私は、平成8年12月から10年9月までA社に勤務し、同社から毎月16万円の給与が支給されていたが、ねんきん定期便を見ると、9年8月から10年9月までの期間については、標準報酬月額が9万8,000円と記載されている。

社会保険事務所に年金記録について照会を行ったが、記録を訂正できないとの回答を受けた。納得できないので調査の上、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、16万円と記録されていたところ、平成10年1月12日付けで、9年8月1日にさかのぼって、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録において、事業主及び同僚二人についても、申立人と同日に標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、申立人を含む当該遡及訂正は、過去の定時決定を超えて行われており、不自然な処理と認められる。

加えて、当時の事業主及び前述の同僚二人に対し、文書照会を行ったが回答が無く、A社の当時の経営状況及び遡及訂正の理由等についての陳述を得ることはできなかったが、申立人は、「申立期間当時、会社が経営的に苦しかったという話を聞いたことがある。」旨陳述しており、申立期間当時、同社が社会保険料を滞納していた可能性がうかがえる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は記録されて

いない。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年1月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、9年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があつたとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があつたとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から4年10月までは12万6,000円、同年11月から5年3月までは16万円、同年4月から6年3月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から6年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、新卒で平成3年4月から10年12月末ごろまで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書及び銀行通帳における入金記録、申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びに複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の保険料控除額及び銀行通帳のA社からの振込金額の記録から、平成3年4月から

4年10月までは12万6,000円、同年11月から5年3月までは16万円及び同年4月から6年3月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であるものの、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき3度にわたる事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が平成6年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る3年4月から6年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は25年7月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年7月1日まで

父の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社に勤務し、保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において申立人の部下であったとする者は、「私が昭和22年7月12日にA社を退職した際、申立人はまだ同社に在職していた。」と陳述している上、昭和32年11月15日発行の人事興信録及びオンライン記録によると、申立人がB社の社長に就任していること、及び同社において25年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人は、A社 本社で昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同被保険者台帳においては、資格喪失日に係る記録が確認できない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の鑑に「昭和28年より前の名簿なし」との記載があることから、当該名簿は昭和28年以降に書換えされたものと推認できるが、申立期間における書換え前の被保険者名簿は社

会保険事務所に保管されておらず、かつ、当該書換え後の被保険者名簿において、健康保険整理番号に多数の欠番があること（整理番号が\*番の被保険者は被保険者名簿において38人目の被保険者である。）が確認できる。

さらに、上述の厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と同日に連番で払い出されている元従業員二人は、オンライン記録によると申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、社会保険事務所において、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は25年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年3月22日、資格喪失日は23年3月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月22日から23年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所から、A社での資格取得日に係る記録はあるが、資格喪失日に係る記録が無いとの連絡を受けた。申立期間は、同社でB職として勤務していた期間であるが、昭和22年9月ごろに業務中に負傷し、治療及びリハビリのため休職したのち復職することなく転職したが、退職日について明確な記憶が無いので、年金記録確認第三者委員会において資格喪失日を認定してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の整理番号が395番（被保険者資格の取得日が昭和20年4月20日）から441番（被保険者資格の取得日が昭和21年3月29日）までに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和21年3月22日に被保険者資格を取得していることが確認できる（整理番号は\*番）。

しかし、上述の被保険者名簿に続く被保険者名簿は、整理番号が470番で被保険者資格の取得日が昭和23年4月5日の者からの記録しか存在せず、整理番号が442番から469番までの被保険者に関する記録は無く、また、欄外に「No. 2」と表示されていることから、当該名簿とは別に、「No. 1」の名簿があったことが推認できるが、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、当該名簿が見当たらない旨回答しており、申立人のA社における資格喪失日に係る記録は確認できない。

さらに、表紙に「昭和23年12月21日」と記載されているA社に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、上述の両名簿に記録が無い整理番号442番から469番までの被保険者28人のうち、15人に被保険者記録のあることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の申立期間に係る年金記録の管理が適正に行われていなかったことが認められる。

加えて、申立人は、「昭和22年9月ごろ、業務中に負傷し、その後は、午前中は治療及びリハビリを行い、午後からはA社において、軽作業等の手伝いをしながら勤務していたが、23年2月末に新聞の求人広告を見て、E社の面接試験を受け採用されたので、翌日の同年3月1日から入社した。」とA社における勤務状況を具体的に陳述しており、同僚も「申立人がA社に勤務し、時期は不明であるが業務中に負傷したことを覚えている。」と陳述していることから、申立人の陳述に不自然な点は見受けられず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年3月22日、資格喪失日は23年3月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月19日、資格喪失日が22年2月1日とされ、当該期間のうち、19年3月19日から同年3月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月19日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、平成19年3月19日から同年3月31日までの期間が厚生年金保険法第75条による保険給付が行われない期間とされているので、当該期間を保険給付の対象となる期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る給与明細票、同社の給与計算等を担当する顧問税理士提出の申立人に係る賃金台帳及び雇用保険加入記録等から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給与明細票等から確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月16日に事業主が申立人の資格取得日を19年3月19日とする訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月1日から38年6月18日までの期間及び39年4月7日から41年1月11日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月22日から25年1月11日まで  
② 昭和30年4月1日から36年7月1日まで  
③ 昭和36年7月1日から同年10月1日まで  
④ 昭和37年11月1日から38年6月18日まで  
⑤ 昭和39年4月7日から41年1月11日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務した期間(申立期間①、②及び③)並びにD社に勤務した期間(申立期間④及び⑤)に係る脱退手当金がそれぞれ支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④及び⑤について、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁(当時)の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、当該申立期間であるD社の2回の厚生年金保険被保険者期間に挟まれたE社での昭和38年11月1日から39年2月25日までの被保険者期間は、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっているE社での被保険者期間とD社の2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期

間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①、②及び③について、申立人は、当該申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和37年1月20日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「37. 1. 20 回答済」の表示が確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の同年4月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いとする申立人の主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 12 月 27 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 27 日から 39 年 8 月 26 日まで  
③ 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 26 日まで

社会保険庁(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間B社に勤務していた期間及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日から約8か月後の昭和43年9月16日に払い出された国民年金手帳記号番号により、同年4月から60歳到達時の平成17年\*月までの期間のうち、厚生年金保険被保険者期間の6か月を除く期間の国民年金保険料をすべて納付済みであることが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から確認でき、当該脱退手当金を支給されたとする昭和43年1月30日は通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、不自然さがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から43年6月までの期間及び47年1月から52年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から43年6月まで  
② 昭和47年1月から52年8月まで

私は、昭和40年ごろ、入院する必要があるため、国民健康保険に加入のためA市B区役所へ出向いた際に、同時に国民年金の加入手続をしたと思う。

加入手続後の国民年金保険料の納付は、すべて元妻に任せており、当時の詳しい納付状況は分からないが、元妻が夫婦の保険料を納付してくれていたと思う（申立期間①）。

私は、昭和47年当時、勤務していた会社を退職した際に元妻がC市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料の納付をしてくれていたと思うが、私は全く関与していないので納付状況は分からない（申立期間②）。

申立期間①及び②について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和40年ごろにB区で申立人の元妻と同時に国民年金の加入手続を行い、43年6月まで、元妻が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその元妻の国民年金の加入時期をみると、昭和44年3月ごろにB区で職権適用により国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の回答から推定でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入時点において、申立期間①のうち、昭和42年3月

以前の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできず、同年4月から43年6月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする元妻は既に死亡していることから納付状況を確認できない。

申立期間②について、申立人は、その元妻が、昭和47年1月以降にC市で申立人の国民年金の再加入手続を行い、52年8月まで国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人の昭和37年2月から40年7月までの期間及び43年7月から46年12月までの期間の厚生年金保険被保険者記録は平成21年10月15日に国民年金記録との統合処理が行われていることが確認でき、申立期間①と②の間も未納記録であったと推定できる。

また、国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の元妻のオンライン記録を見ると、申立人が厚生年金被保険者期間であった申立期間前後の期間を含め、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者資格を取得まですべて強制加入期間とされている上、未納の記録となっていることが確認できる。

これらの状況から、申立人の元妻は、申立人が厚生年金被保険者資格を取得及び喪失するたびに申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失、再取得の手続を行っていなかったものと推定でき、結果として自身の加入種別の変更（強制、任意）記録が入らなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとする元妻は既に死亡しているため、申立期間当時の納付状況を確認できない。

このほか、申立人の元妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

平成 20 年ごろ、ねんきん特別便により昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までは未納と記録されていることを知り、この納付記録について、年金加入記録回答票を提出したところ、平成 21 年 6 月 13 日付けで当該期間については、納付記録が無いとの回答をもらった。

昭和 54 年ごろ、私は、近所の方から特例納付制度の話聞き、その方は、「今がチャンスだよ。将来のために納付していた方が良い。」と助言してくれた。その後すぐに、特例納付制度について A 社会保険事務所（当時）に確認したところ、職員から、「今が特例納付制度の時期で、過去の未納分を納付することができます。同制度の手続を行いますか。」と言われ、その手続を行ったことを記憶している。

特例納付について、昭和 54 年ごろ、当時勤めていた会社で国民年金保険料の約半分 20 万円を借り、残りの半分を自分の貯金で補い、A 社会保険事務所で約 40 万の保険料をまとめて納付した。

昭和 58 年ごろ、B 市の職員から連絡があり、「今後も将来のために保険料を納付した方が良い。」と助言してくれた。その後、毎月、国民年金保険料納付を続け、すべて納付が終わったあと、同市の職員に全額納付できたと、何度もお礼に行ったことを記憶している。

昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月の期間についても、私は当時、特例納付で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年ごろ、A 社会保険事務所で 36 年 4 月以降の未納とな

っていた国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人が申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 49 年 5 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を特例納付している記録が確認できるが、申立期間の保険料を、特例納付していたことを示す記録は見当たらない。

また、申立人が特例納付したと記憶する国民年金保険料額は、特例納付の記録のある期間に申立期間を含めて計算した場合の保険料額と大きく乖離<sup>かいり</sup>しており、逆に特例納付の記録のある期間の保険料額とおおむね符合している。

さらに、申立人は、昭和 54 年時点で 38 歳になっていたが、厚生年金保険加入期間が 73 月あり、60 歳まで国民年金保険料を完納すれば、年金受給資格を確保できる納付済期間（300 か月）を満たすことができる状況であることから、36 年 4 月までさかのぼって未納保険料を納付しなければならない積極的な理由が見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 57 年 3 月までの期間、同年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私が退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった昭和 43 年 1 月から、夫婦で国民年金に加入し、妻が夫婦の国民年金保険料納付を担当した。加入した当初は集金人及び市役所でまとめ払いする方法で保険料を納付していたが、しばらくして妻の郵便局の口座から夫婦の保険料を自動振替する方法に変更した。夫婦で同じ様に保険料を納付していたのに申立期間①の保険料が未納とされている。

申立期間②は、申請免除の記録となっているが、経済的に生活が困難な状況にはなかったので、免除申請をした覚えは無い。自営業で確定申告をしていたが、所得があり毎年所得税を納付していたので免除には該当しないはずであるにもかかわらず、申請免除とされている。

申立期間③は妻が納付の記録となっているのに私のみ未納とされている。上記期間が未納及び申請免除とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年に夫婦で国民年金に加入し、申立人の妻が夫婦の国民年金保険料納付を担当し、申立期間①、②及び③の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 43 年 5 月に夫婦で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるとともに、同年 1 月から 53 年 9 月までの夫婦の保険料の納付年月日は、申立人夫婦の所持する国民年金

手帳及び特殊台帳の記録を見るとおおむね夫婦同一であるものの、特例納付及び過年度納付によって未納であった期間をさかのぼって納付することを繰り返していたことが確認できる。

申立期間①について、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況を特殊台帳で確認すると、昭和 53 年度の欄に「54 催」、54 年度の欄に「55 催」と催告印が押されており、申立人夫婦は保険料納付が度々滞っていたことがうかがえる。また、納付を担当した申立人の妻は、特殊台帳及び還付整理簿から、昭和 59 年 4 月に 56 年 1 月から 57 年 3 月までの保険料を一括納付しているが、そのうち 56 年 1 月から同年 12 月までの保険料が時効後納付による過誤納として 59 年 10 月に還付されていることが確認できる。申立期間①のうち 53 年 10 月から 56 年 12 月までの保険料は、申立人の妻が過誤納付した 59 年 4 月の時点で時効により納付できなかったと考えられる上、申立人の妻は当時 48 歳であり、60 歳時点での年金受給権を確保する為に過年度納付をする必要があったと考えられるものの、当時 43 歳であった申立人についてはその妻ほどの必要性のある事情はうかがえない。

また、申立期間①は 42 か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期にわたり事務過誤を継続するとは考え難い。

申立期間②について、当初は夫婦共に免除の記録とされているが、申立人夫婦は申立期間②を含めこれまでに免除の申請をした覚えが無いと陳述しているところ、納付を担当した申立人の妻の特殊台帳をみると昭和 51 年度及び 52 年度の国民年金保険料は申請免除後に追納された記録となっており、陳述と符合しない。

申立期間③について、納付を担当した申立人の妻の同期間の国民年金保険料は納付済みの記録となっている上、特殊台帳及びオンライン記録から、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料を申立人の妻のみ同年 6 月に過年度納付していることが確認できる。また、申立人の妻は「パート勤務に出るからしばらくは納付書で郵便局又は銀行で保険料を納付していたが、時期は覚えていないが、自分の保険料を口座振替にするため郵便局で手続をし、その後夫の保険料も口座振替するようになった。」と陳述するなど、夫婦の納付状況は申立期間③の当時異なっていたことがうかがえることから、申立期間①と同様に受給権確保の為に妻の保険料の納付が優先されたことも否定できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 56 年 12 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 56 年 12 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、夫が退職して厚生年金保険の被保険者でなくなった昭和 43 年 1 月から夫婦で国民年金に加入し、私が夫婦の国民年金保険料の納付を担当していた。加入した当初は集金人及び市役所でまとめ払いする方法で保険料を納付していた。パートで勤務し始めた 53 年ごろから、自宅付近の郵便局及び市役所内の銀行で保険料を納付していた。いつごろか定かではないが、私の郵便局の口座からまず自分の保険料を自動振替で納付する手続きをし、その後、夫婦の保険料を自動振替で納付する方法に変更した。

継続して国民年金保険料を納付していたのに申立期間①の保険料が未納とされているのは納得できない。

申立期間②は、申請免除の記録となっているが、経済的に生活が困難な状況にはなかつたので、免除申請した覚えは無い。自営業で確定申告をしていたが、所得があり毎年所得税を納付していたので免除には該当しないはずであり、申請免除とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年に夫婦で国民年金に加入し、申立人が夫婦の国民年金保険料納付を担当し、申立期間①及び②の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 43 年 5 月に夫婦で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるとともに、同年 1 月から 53

年9月までの夫婦の保険料の納付年月日は、申立人夫婦の所持する国民年金手帳及び特殊台帳の記録を見るとおおむね夫婦同一であるものの、特例納付及び過年度納付によって未納であった期間をさかのぼって納付することを繰り返していたことが確認できる。

また、申立人の特殊台帳及び還付整理簿から、申立期間①にかかる昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料を59年4月に一括納付しているが、そのうち56年1月から同年12月までの保険料が時効後納付による過誤納として59年10月に還付されていることが確認できる上、特殊台帳の昭和53年度の欄には「54 催」、54年度の欄には「55 催」と催告印が押されていることから、当時何らかの事情により、申立期間①は納付が滞って未納となっていたと推測でき、申立人が過誤納付した昭和59年4月の時点においては既に時効により納付できなかつたと考えられる。

さらに、申立期間①は39か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期にわたり事務過誤を継続するとは考え難い。

加えて、申立期間②については夫婦共に免除の記録とされているが、申立人は申立期間②を含めこれまでに免除の申請をした覚えが無いと陳述しているところ、申立人の特殊台帳をみると昭和51年度及び52年度の国民年金保険料は申請免除後に追納された記録となっており、陳述と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年4月まで

私は、昭和42年5月に会社を退職し、同年6月に兄が設立した会社に従業員として働きだした。申立期間当時は厚生年金保険の非適用事業所であったため、両親が国民年金の加入手続をしてくれた。両親及び兄弟と生家で家計を共にし、両親に金銭面をすべて任せており、生活費等を両親に渡していたので、国民年金保険料の納付も両親が行っていたと思う。厚生年金保険の適用事業所となった45年5月までの保険料は納付しているはずである。

市役所で国民年金被保険者台帳を探してもらったが、廃棄処分されたとのことなので、電算化の際に納付記録が消えたのではないかと推測している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を両親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入に関する記録を見ると、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されていないことがオンライン記録の基礎年金番号情報から確認できる。このことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、基礎年金番号制度が始まった平成9年1月1日以降であることが分かる。

また、申立人の年金手帳を見ると、「国民年金の記録」の被保険者の取得日及び喪失日欄には、申立期間に係る取得日及び喪失日とともに「9.10.1」の日付が押印されており、平成9年10月1日に申立期間に係る取得及び

喪失の処理が行われたものと考えられるところ、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間となっていたため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付は申立人の両親が行ったと陳述しているところ、その父親は既に亡くなっており、母親は高齢のため陳述を得ることはできず、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年12月までのうちの1年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から50年12月までのうちの1年間  
私は、昭和48年2月に結婚した。その後、<sup>しゅうとめ</sup> 姑 から国民年金に入るように言われたので加入手続を行い、申立期間のうちの1年間の国民年金保険料を納付した。しかし、保険料を納付した期間は覚えていない。A市役所で私の記憶にある領収書の形状及び大きさを説明したところ、市の職員は、申立期間当時の領収書と同じようであると回答した。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間のうちの1年間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和58年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立人の国民年金に関する資格をみると、オンライン記録から、同年4月1日に任意加入していることが確認できるが、それ以前に国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらない。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年5月から同年9月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、制度上、国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人は、1年間の国民年金保険料を納付したので12枚の領収書をもらったと陳述しているところ、A市では、申立期間のうち、昭和48年2月から50年3月までは集金人による印紙検認方式で保険料収納が行われている上、同年4月から同年12月までは3か月ごとに1枚の納付書により納付す

る方式であったことから、陳述内容と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月及び55年1月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月及び55年1月

私は、昭和54年12月及び55年1月の国民年金保険料を同年11月6日にA銀行B支店で納付し、さらに、54年12月から55年3月までの保険料を同年12月23日にC郵便局で納付したので、2か月の保険料が重複納付となった。

以前、この重複して納付した国民年金保険料について、D社会保険事務所（当時）で既に還付済みであるとの説明を受け、一度はあきらめていたが、日本年金機構に変わり、判定基準が変わったと聞いている。

年金事務所が説明する特殊台帳の不鮮明な表示では信用できない。

重複した期間の国民年金保険料を返してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、重複納付した申立期間の国民年金保険料の還付を受けていないので還付してほしいと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人の所持する保険料納付の領収証書から、申立期間の保険料を昭和55年11月6日及び同年12月23日に納付したことが確認でき、特殊台帳においても申立期間の保険料が重複納付された記録が確認できる。

しかし、特殊台帳を見ると、重複納付となった申立期間の国民年金保険料は、昭和55年12月26日に還付処理が行われたことを示す記載が確認できるとともに、記載されている金額も還付すべき金額と一致しており、その内容に不自然な点は見られない。

また、特殊台帳に記載されている還付処理が行われた時点の申立人の住所地は、申立人が所持する領収証書に記載のあるE市F区内の住所地と一致していることから、社会保険事務所（当時）における申立人の住所管理は適正であったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 1 月まで

私は、昭和 34 年 3 月以来、A 組織に勤務していたが、同組織の職員は厚生年金保険に加入できないということだったので、36 年 4 月の国民年金制度発足当時、母が私の国民年金加入手続を行ったと思う。

その後、B 資格の資格試験制度が始まるので、同資格の受験勉強をしていたところ、A 組織の職員であっても厚生年金保険に加入できると知り、当該組織についても、さかのぼって厚生年金保険適用事業所としてもらえるよう、職場内部及び社会保険事務所（当時）と交渉を行った。その結果、当該組織が昭和 46 年 2 月 1 日付けで新規適用事業所とされたために、私の年金記録も同日付けで国民年金から厚生年金保険に切り替わることとなったと思う。

申立期間に係る国民年金保険料の納付については、同居していた母に任せていたため、詳細は定かでないものの、私は、母が手元の黄色い年金手帳に印紙を貼っては、集金人に定期的に保険料を納付していたのを覚えていることから、申立期間が未納とされていることには納得できない。私の年金記録を調査し、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

現在、申立人が所持する年金手帳に基礎年金番号とされている国民年金手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和 53 年 12 月 11 日付けで C 市にて、申立人に払い出されていることが確認でき、この時期に加入手続がなされたものと推認できる。この場合、加入手続時点より前になる申立期間は、未加入期間として管理されていたことから、申立期間当時、この手帳記号番号では、定期的に D 市で集金人に国民年金保険料を納付

することはできず、加入手続時点において、36年4月にさかのぼって資格の取得を行っても、申立期間に係る保険料は、時効の成立により既に納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により氏名検索を行ったところ、申立人には、D市在住時の昭和36年10月に、別の手帳記号番号（以下、「別手番」とする）が払い出されていることが確認できたが、別手番に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人は、同年4月1日付けで国民年金の資格を取得した以降、39年4月1日付けで資格を喪失するまでの期間については未納とされていることが確認でき、それ以降、国民年金の資格を再取得した形跡は認められない。この場合、申立人については、別手番においても、申立期間のうち同年4月以降は、未加入期間として管理されており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。なお、別手番については、平成21年に社会保険事務所において、申立人の基礎年金番号に統合済みであり、その際に、申立人の資格記録は、現在のオンライン記録に訂正処理がなされている。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、母親については、国民年金のみならず、いずれの公的年金制度についても加入事跡が確認できなかった上、申立人自身は保険料納付に直接関与していないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付をめぐる状況は定かでない。

加えて、申立期間は118か月と長期間であり、これほどの期間にわたり事務処理の誤りが行われたとは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年6月まで

私は、昭和49年10月又は同年11月ごろ、夫と一緒に役所に行き、国民年金の加入手続を行うとともに、その場で付加保険料を含めて納付できる範囲で国民年金保険料を一括納付した。納付した保険料は約2万円程度だったと思うが、その時にもらった領収書は、家の建て替えもあり処分してしまった。しかし、私は、申立期間の保険料は間違いなく納めていると思うので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月又は同年11月ごろに加入手続を行い、同時に約2万円程度の国民年金保険料を一括納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月に払い出されている上、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳によると、当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、同年7月6日に任意加入被保険者として資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立人は、この時点で任意加入被保険者として加入手続を行ったものと推認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、任意加入被保険者である申立人は、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、A市の収滞納一覧表によると、申立人は、昭和51年7月から国民年金保険料の納付を開始し、同年9月までの2期分の保険料（付加保険料含む。）5,400円を同年7月6日に、3期分（付加保険料含む。）5,400円を52年1月27日に、4期分（付加保険料含む。）5,400円を同年4月25日に、それぞれ期別に納付している旨の記録が確認できるものの、申立人が主張す

る加入手続時における約2万円程度の一括納付の記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い上、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 11 月の結婚と同時に自営を始め、その少し後に義母が A 市役所(現在は、B 市役所)で私たち夫婦の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、毎月集金に来ていた 60 歳代半ばの女性の集金人に、義母が私たち夫婦の分を含めた 3 人分の保険料を欠かさずに納付してくれていた記憶がある。当時の保険料は、月額 200 円又は 300 円だったように思う。

それなのに、義母が納付済みになっているのに対し、私たち夫婦が二人とも申立期間の国民年金保険料を納めていない記録とされていることに驚いている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は夫婦共に申請免除期間である旨記載されていることが確認でき、特殊台帳及びオンライン記録の内容と一致しており、申請免除期間の国民年金保険料を現年度納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立人の義母が申立期間に係る申立人夫婦及び義母の 3 人の国民年金保険料を集金人に納付したにもかかわらず、義母のみが納付済みとなっているとしているが、上記の国民年金被保険者名簿によると、義母については当初、申立期間について申立人夫婦と同様に申請免除期間であったが、昭和 47 年 9 月に保険料を追納し、納付済期間に変更された旨記録されていることが確認できる。その一方で、申立人夫婦については、当該期間の保険料を追納した旨の記録は確認できない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間の国民年金に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、当時 100 円であった保険料月額を 200 円又は 300 円だったとするなど、保険料の納付に係る記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 11 月の結婚と同時に夫と共に自営を始め、その少し後に母が A 市役所(現在は、B 市役所)で私たち夫婦の国民年金の加入手続きしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、毎月集金に来ていた 60 歳代半ばの女性の集金人に、母が私たち夫婦の分を含めた 3 人分の保険料を欠かさずに納付してくれていた記憶がある。当時の保険料は、月額 200 円又は 300 円だったように思う。

それなのに、母が納付済みになっているのに対し、私たち夫婦が二人とも申立期間の国民年金保険料を納めていない記録になっていることに驚いている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は夫婦共に申請免除期間である旨記載されていることが確認でき、特殊台帳及びオンライン記録の内容と一致しており、免除申請期間の国民年金保険料を現年度納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立人の母が申立期間に係る申立人夫婦及び母の 3 人の国民年金保険料を集金人に納付したにもかかわらず、母のみが納付済みとなっているとしているが、上記の国民年金被保険者名簿によると、母については当初、申立期間について申立人夫婦と同様に申請免除期間であったが、昭和 47 年 9 月に保険料を追納し、納付済期間に変更された旨記録されていることが確認できる。その一方で、申立人夫婦については、当該期間の保険料を追納した旨の記録は確認できない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間の国民年金に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、当時 100 円であった保険料月額を 200 円又は 300 円だったとするなど、保険料の納付に係る記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 4 月から 44 年 3 月までの期間、同年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 5 年 1 月までの期間に係る保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 10 月から 55 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から平成 5 年 1 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、自宅に来た区役所職員から国民年金を勧められたことを受け、詳細は覚えていないが、夫婦で区の出張所へ行き、私が夫婦二人分の加入手続及び初回の国民年金保険料を納付し、二人分の国民年金手帳の交付を受けたと思う。

加入以降、自営を始めた昭和 39 年ごろまでの 3 年間については、私が定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。当初は自宅で集金人に納付し、途中から区の出張所窓口で納付するようになったが、いずれも保険料納付の際に納付書及び領収書があった覚えはなく、現金のみで納めていたものと思う。

その後、経済的に余裕がなくなってきた昭和 39 年ごろ以降、私が 60 歳になるまでの期間については、国民年金保険料を納付することができた期間を除き、ずっと私が夫婦二人分の全額免除の手続を行ってきたはずである。私は今まで、区の出張所には数え切れないほど足を運んでおり、必要な手続はすべてその都度行ってきた。ところが、申立期間はすべて未納とされており、納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦については、昭和 41 年 6 月 1 日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、当時の市の広報誌によると、この時期は、国民年金未加入者に対して、市が特別適用対策として加入勧奨を行っていた時期に当たることから、申立人夫婦についてもこの時期の加入勧奨に応じて加入手続がなされたものと推認できる。この場合、申立人夫婦の加入手続時期より前に当たる申立期間①は、当初、未加入期間として管理されていたことから、申立期間①当時、定期的に国民年金保険料を納付することはできず、加入手続時点において 36 年 4 月 1 日までさかのぼって資格を取得した場合であっても、申立期間①に係る保険料は、制度上、時効により既に納付することはできない。

次に、申立期間②及び③について、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦いずれについても、国民年金法附則 4 条による第三回特例納付実施期間中に当たる昭和 53 年度及び 54 年度に催告が行われた事跡が確認できる上、同台帳の欄外には、申立人夫婦それぞれについて、この時期以降、60 歳までに納付可能な月数の試算がなされた事跡が認められることから、申立人夫婦の未納期間に対し、受給権確保の観点から特例納付の勧奨が行われたものと考えるのが自然であるが、このことは、昭和 39 年ごろから継続的に免除申請を行い、夫婦共に未納期間は無いとしている申立内容とは一致しない。

また、別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料納付及び申請免除の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた痕跡は見当たらない。

さらに、申立人と加入手続、国民年金保険料納付及び免除手続を一緒に行っていたとする申立人の妻の保険料納付記録を見ても、申立期間すべてを通じて申立人同様未納となっていることがオンライン記録及び特殊台帳より確認できる上、申立期間は通算 304 か月に及び、行政機関がこれほどの長期にわたって事務的過誤を継続することは考え難い。

加えて、申立人夫婦の国民年金保険料納付をめぐる記憶は定かでなく、免除申請手続の詳細についても曖昧であり、申立人が申立期間①に係る保険料を納付していたこと及び申立期間②、③及び④に係る保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書控え及び免除承認通知書等）は無く、ほかに周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②、③及び④の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 4 月から 44 年 3 月までの期間、同年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間に係る保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 10 月から 55 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、自宅に来た区役所職員から国民年金を勧められたことを受け、詳細は覚えていないが、夫婦で区の出張所へ行き、夫が夫婦二人分の加入手続及び初回の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

加入以降、自営を始めた昭和 39 年ごろまでの 3 年間については、夫が定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金のすべてを夫に任せていたので、当時、集金人が自宅に昼ごろに来ていたことぐらいしか覚えておらず、保険料額、納付方法、納付書及び領収書等についての記憶は無い。

その後、経済的に余裕がなくなってきた昭和 39 年ごろから、夫が 60 歳になるまでの期間については、国民年金保険料を納付することができた期間を除き、ずっと夫が夫婦二人分の全額免除の手続を行ってきたはずである。夫が 60 歳になって以降は、私自身が娘と一緒に区の出張所に行き、私が 60 歳になるまでの間、引き続き免除申請手続を行っていた。国民年金について、必要な手続はすべてその都度行ってきたにもかかわらず、申立期間はすべて未納とされており、納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦については、昭和 41 年 6 月 1 日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、当時の市の広報誌によると、この時期は、国民年金未加入者に対して、市が特別適用対策として加入勧奨を行っていた時期に当たることから、申立人夫婦についてもこの時期の加入勧奨に応じて加入手続がなされたものと推認できる。この場合、申立人夫婦の加入手続時期より前に当たる申立期間①は、当初、未加入期間として管理されていたことから、申立期間①当時、定期的に国民年金保険料を納付することはできず、加入手続時点において 36 年 4 月 1 日までさかのぼって資格を取得した場合であっても、申立期間①に係る保険料は、制度上、時効により既に納付することはできない。

次に、申立期間②及び③について、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、夫婦いずれについても、国民年金法附則 4 条による第三回特例納付実施期間中に当たる昭和 53 年度及び 54 年度に催告が行われた事跡が確認できる上、同台帳の欄外には、申立人夫婦それぞれについて、この時期以降、60 歳までに納付可能な月数の試算がなされた事跡が認められることから、申立人夫婦の未納期間に対し、受給権確保の観点から特例納付の勧奨が行われたものと考えるのが自然であるが、このことは、昭和 39 年ごろから継続的に免除申請を行い、夫婦共に未納期間は無いとする申立内容とは一致しない。

また、別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料の納付及び申請免除の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた痕跡は見当たらない。

さらに、申立人と加入手続、国民年金保険料の納付及び免除手続を一緒に行っていたとする申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間①、②、③及び④のうち申立人の夫が 60 歳に到達するまでの期間については申立人同様未納とされていることがオンライン記録及び特殊台帳より確認できる上、申立期間は通算 342 か月に及び、行政機関がこれほどの長期にわたって事務的過誤を継続することは考え難い。

加えて、申立人夫婦の国民年金保険料納付をめぐる記憶は定かでなく、免除申請手続の詳細についても曖昧であり、申立人が申立期間①に係る保険料を納付していたこと、及び申立期間②、③及び④に係る保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書控え及び免除承認通知書等）は無く、ほかに周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②、③及び④の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 59 年 3 月まで

私が昭和 54 年 9 月の退職後すぐに、妻が A 市 B 区役所で、国民健康保険の加入手続と一緒に、私の国民年金の切替手続を行ってくれた。

その後、妻は、B 区役所から送付されてくる夫婦の納付書を同区役所窓口を持参し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間は、妻が保険料を納付済みであるのに、私だけが未納又は免除とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和 54 年 9 月の退職後すぐに、申立人の妻が B 区役所で、国民健康保険の加入手続と一緒に、申立人に係る国民年金の切替手続を行ってくれたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、住所欄の最初の住所は、申立人夫婦が昭和 59 年 3 月に B 区から転出後の C 市となっている上、「国民年金の記録(1)」欄には、申立人の 20 歳到達日である 44 年\*月\*日に国民年金被保険者の資格を取得して以降、申立人が就職した 52 年 2 月 1 日に資格を喪失し、退職した 54 年 9 月 1 日に資格を再取得するとともに、申立人が C 市において再就職した 59 年 5 月 7 日に資格を喪失したことが、すべて同一の筆跡でまとめて記載されていることが確認できることから、申立人が退職後の国民年金の切替手続については、同市に転出後に初めて行われたものとみるのが自然である。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立人が就職した昭和 52 年 2 月 1 日に国民年金被保険者の資格を喪失してから後における 54 年 9 月 1 日の再取得の記録については、59 年 7 月の進達印とともに記載されていることが確認でき、

国民年金への上記切替時期とも符合していることなどを踏まえると、当該切替手続が行われるまで、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であることから、転出前のB区役所において、申立人に係る国民年金保険料の納付書が送付されることは無く、申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付することができないものと考えられる。その上、当該切替手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となるが、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする妻は、C市において、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立人が昭和54年9月の退職後すぐに、B区役所で申立人に係る国民年金の切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所の納付書により、夫婦一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するD社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は4年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの期間及び60年11月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から51年3月まで  
② 昭和60年11月から61年2月まで

私は、昭和45年12月に会社を退職したので、A市B区役所で国民年金に加入し、退職後の46年1月から国民年金保険料を納付してきた。

昭和46年11月に結婚後は、B区役所から送付されてくる夫婦の納付書を私が同区役所窓口を持参して、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、申立期間①は、夫が保険料を納付済みであるのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②については、私がC市でパート勤めをしていた期間であり、厚生年金保険の被保険者では無かったので、B区に再転入したころに、C市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたように思う。保険料を納付したかどうか記憶は定かではないが、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年12月に会社を退職後、国民年金に加入して国民年金保険料を納付し、46年11月に結婚後は、B区役所から送付されてくる納付書で、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人の夫は、結婚前の昭和44年4月に、夫の結婚前の住所であるD市において払い出されている一方、申立人は、結婚後、約5年が経過した51年12月にB区において払い出されていることが、それぞれの国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、国民年金の加入時期等が夫と大きく異なる上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の

うち、48年12月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口において納付することができないものと考えられる。

また、申立人の夫の納付記録を見ると、夫が20歳に到達する昭和44年\*月から、結婚後、夫が就職し厚生年金保険の被保険者資格を取得する直前の52年1月までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①に相当する期間は、保険料の納付済期間となっている。しかしながら、申立期間①のうち、48年3月以前のA市における保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人夫婦は、印紙検認による国民年金手帳の存在を含めて印紙納付に関する記憶が無いとしていることから、夫婦は共に、当該期間の保険料納付に関与していなかったものとみるのが自然であるとともに、結婚前のD市において、夫と同居していたとする夫の母親は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了となる53年\*月まで、夫の上記納付済期間を含めて保険料を完納していることなどを踏まえると、夫の当該納付済期間の保険料については、夫の母親が同市において一緒に納付していた可能性も否定できない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、B区を管轄するE社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①は5年間以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

申立期間②について、申立人は、C市からB区へ再転入したころに、C市役所から、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたように思うと申し立てているが、申立人のオンライン記録によると、申立期間②は、国民年金の任意加入期間の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人自身も、当時において、任意加入手続を行った具体的な記憶は無いと陳述している。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 12 月末日に会社を退職し、自営業を始めたので、年が明けた 42 年 1 月ごろに、妻が区役所で国民健康保険の加入手続と併せて、夫婦の国民年金の加入手続を一緒にしてくれた。

それ以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、自宅に来る集金人にきっちり納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 1 月ごろに、申立人の妻が区役所で国民健康保険の加入手続と併せて、夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、それ以来、妻が夫婦の国民年金保険料を集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和 44 年 9 月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦に係る国民年金の加入手続が一緒に行われたものと推定され、それぞれ、当時において申立人が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとする 42 年 1 月 1 日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが特殊台帳の記録により確認できる（その後、平成 7 年 11 月になって、申立人の当該厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 42 年 2 月 1 日であることが判明し、申立人の国民年金被保険者の資格取得日が同年 2 月 1 日に変更されている。）。したがって、夫婦の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかからず納付が可能な期間の保険料については、

過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができないものと考えられる上、妻は、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間に相当する期間については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻も同様に保険料の未納期間となっている。

さらに、申立期間は2年間以上に及び、この間、申立人夫婦の納付記録が、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年3月まで

夫が昭和41年12月末日に会社を退職し、自営業を始めたので、年が明けた42年1月ごろに、私が区役所で国民健康保険の加入手続と併せて、夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行った。

それ以来、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、自宅に来る集金人にきっちり納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろに、申立人が区役所で国民健康保険の加入手続と併せて、夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行い、それ以来、申立人が夫婦の国民年金保険料を集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和44年9月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦に係る国民年金の加入手続が一緒に行われたものと推定され、それぞれ、当時において夫が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとする42年1月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが特殊台帳の記録により確認できる。したがって、夫婦の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができないものと考えられる上、申立人は、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間に相当する期間については、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も同様に保険料の未納期間となっている。

さらに、申立期間は2年間以上に及び、この間、申立人夫婦の納付記録が、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月まで

私は、それまで勤務していた会社を退職した翌日の昭和 62 年 2 月 1 日に、自身で会社を設立し、同日に妻が国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金に加入後は、区役所から送付されてくる 12 枚綴りの納付書により、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に、毎月郵便局又は銀行で納付してくれていた。当時の保険料額は、月 8,000 円程度であったと思う。

妻が国民年金保険料を一緒に納付してくれていた申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金については、申立人が会社を退職した翌日の昭和 62 年 2 月 1 日に、申立人の妻が加入手続を行ってくれたと申し立てていることから、妻に加入当時の事情を聴取したところ、申立人の国民年金の加入手続は、区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に行ったと陳述している。

そこで、申立人に係る国民健康保険の資格取得日を調査すると、平成元年 2 月 1 日となっているほか、申立人の国民年金手帳記号番号前後における第 3 号被保険者の届出状況等から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年 3 月ごろに行われたものと推定され、申立人が会社を退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 62 年 2 月 1 日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録及び申立人の所持する国民年金手帳により確認できる。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、63 年 3 月以前の国民年金保険料は、基本的に区役所で取り扱わない過年度保険料であるとともに、現年度保険料となる同年 4 月以降の保険料についても、さかのぼって納付する必要があるが、申立人

の妻は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立人が会社を退職した直後に、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻のオンライン記録を見ると、納付記録のある申立期間直後の平成元年4月以降、夫婦の納付日がすべて同一であることから、申立内容のとおり、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが認められるところ、申立期間については、妻も同様に保険料の未納期間となっている上、当該期間は2年間以上に及び、毎月一緒に保険料を納付していた夫婦の納付記録が、この間、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられるとともに、国民年金に加入後は、妻が区役所から送付されてくる12枚綴りの納付書により夫婦の保険料を毎月納付していたとする申立人の記憶は、毎年、年度当初に1年分の納付書をまとめて送付していた当時のA市の実態と符合するほか、申立人の記憶する加入当時の保険料額は、平成元年度の保険料額と一致することなどを踏まえると、妻は、納付記録のとおり、申立期間直後の平成元年4月から夫婦の保険料納付を開始したものとみるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間のうち、会社を退職後の昭和62年2月から64年1月までの2年間の任意継続による健康保険料の領収証書及び申立期間当時の確定申告書控えを所持しているところ、このうち、63年の確定申告書控えには、任意継続による健康保険料相当額のみが計上されているなど、これらの確定申告書控えからは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年7月までの期間及び同年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月から45年7月まで  
② 昭和45年11月から48年3月まで

私は、時期は定かではないが、A市B区に転居したころ、区役所で転居届を行うとともに、夫婦で国民年金に加入したように思う。

それまでは国民年金保険料を納付しておらず、転居後、しばらくの間は、私が夫婦の保険料を一緒に納付していたが、夫の病気等で1年間生活保護を受け、その翌年に免除申請したことを覚えている。

生活保護を受けている間は、国民年金保険料を納付していないが、生活保護の申請ができたということは、それまで私が保険料を納付していた証拠である。

申立期間のすべてが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に転居したころに、夫婦で国民年金に加入し、夫の病気等で生活保護を受けるまで、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が転居した時期及び国民年金の加入時期を調査すると、昭和46年11月にB区C町から同区D町に転居していることが戸籍の附票により確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その約1年半後の48年5月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに、夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間①のすべての期間及び申立期間②の一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を

納付できない期間であるとともに、申立期間②のうち、時効にかからず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となるが、申立人は、当時は生活に余裕が無かったので、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付することは無いと陳述している。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和48年7月19日付けで申立期間②直後の同年4月から49年3月までの国民年金保険料を免除承認した表示が確認できるとともに、その前年度であり、申立期間②の一部である昭和47年度の印紙検認記録欄には、保険料を納付したことを示す検認印が認められないことから、申立人が、免除申請する前の1年間は生活保護を受けていたとし、その間は保険料を納付しなかったとする申立内容と符合している。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、B区に転居後、生活保護を受けるまでの期間において、夫婦の国民年金保険料を一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫も、申立期間①及び②に相当する期間は同様に保険料の未納期間となっている。

加えて、申立人が国民年金保険料の納付した根拠と主張する生活保護の申請とそれ以前の保険料の納付の有無については、直接関係しないことが確認されている上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から48年9月まで

高校卒業後に専門学校に通っていたが、国民年金の加入手続については、私が20歳になって間もない時期に母がしてくれたと思う。

加入手続後の国民年金保険料については、母が定期的に自宅に来た男性集金人に私と姉と父の分と合わせて家族4人分を納付していた。

2歳年上の姉については、20歳からの国民年金保険料がきちんと納付済みとなっている。

姉と私は同じ高等学校を卒業後、同じ専門学校に通うなど、親から常に同様に扱われており、国民年金についても、母から、「姉に続いて加入手続を行い、学生の間は二人の国民年金保険料を納付しておく。」と何回も聞いている。

申立期間について、私のみ納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は無く、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成17年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間については国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人と同居していたとする姉は、自身及び申立人の国民年金保険料について、母親から、「姉妹とも20歳の時から国民年金に加入し、保険料を納付している。」と何度も聞かされていたと陳述しているものの、姉のオンライン記録を見ると、20歳当初の保険料は未納となっている。

さらに、申立人及びその姉は、母親が定期的に自宅に来た集金人に国民年

金保険料を納付していたと主張するのみで、国民年金の加入及び保険料納付に係る記憶は明確ではなく、具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から47年3月まで

国民年金への加入については、自分では全く覚えていないが、大学生であった当時、母が、手続をしてくれたと思う。

手続後、就職をして厚生年金保険被保険者となるまでの間の国民年金保険料についても、母が納付してくれていたはずである。

母は、いつも私及び姉を平等に扱ってくれており、姉については、20歳以降の国民年金保険料が納付済みとなっているのもかかわらず、妹である自分が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、姉の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、母から同様に扱われていた自身の保険料についても、納付していたはずであると主張するのみで、自身の保険料納付を裏付ける陳述は無く、また、申立人の姉からも、申立人の保険料納付を裏付ける陳述は得られなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続及び納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、保険料納付をめぐる事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

国民年金の加入については、自分自身では手続していないのではっきりとは分からないが、会社を昭和47年3月に退職後、母がすぐに手続してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母に任せていたので保険料の詳細な納付状況は分からないが、母が郵便局で定期的きちんと納付してくれていたため、後でまとめて納付したことはないはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年12月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、47年3月から49年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、50年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料については、母親が定期的に納付してくれていたはずであり、後でまとめて納付したことはないと陳述している。

また、申立人には、上記の昭和52年12月10日払出しの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、同じB区において、47年4月28日に職権で払い出されているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、資格を取消しされている事跡が確認でき、当該手帳記号番号による納付をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、

国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は5年1か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与していない一方、加入手続等を行ったとする母親は高齢であるため事情聴取を行うことはできず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの期間及び52年4月から53年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から48年3月まで  
② 昭和52年4月から53年9月まで

昭和43年4月から53年ごろまで勤務していた会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、44年12月ごろに元妻が、夫婦の国民年金加入手続を行ったはずである。

私自身は国民年金保険料の納付をしたことは無く、元妻にすべて任せていたが、元妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年11月11日に夫婦連番で払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同年12月11日と記載されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度から47年度までの印紙検認欄を見ると、検認印は無く、当該期間の国民年金保険料を納付した事跡は認められない。

また、申立人は、元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると申し立てているものの、オンライン記録を見ると、申立期間①直後の昭和48年4月から同年6月までの保険料については、申立人が納付済みであるのに対し、元妻は未納であるなど、夫婦二人分を一緒に納付し

ていたとする陳述と符合しない。

さらに、申立人は元妻と昭和 52 年 6 月 \* 日に離婚しており、元妻が、離婚後に納期限が来る申立期間②の国民年金保険料と一緒に納付していたと考えるのは不自然である上、申立人は、離婚後の保険料について、自身で納付したことは無いとも陳述している。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については関与しておらず、それらを担っていたとする元妻から保険料納付等についての陳述を得ることもできず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

私は、昭和37年10月に結婚した時、仲人であり、当時勤務していた会社の社長夫人から国民年金の加入を勧められたので、すぐに夫婦で国民年金に加入した。加入当時は、A市B区に居住していたので、妻が、同区役所から来ていた集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。

昭和40年3月にC市に転居してからも、妻が同市の集金人に、夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、年金記録によると、B区では、夫婦共に39年4月から保険料を納付したことになるっており、加入当初の申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和40年3月\*日にC市に転居していることが住民票等により確認できるとともに、夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年3月に、転居前のB区において連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、夫婦の国民年金の加入手続は、転居する直前に一緒に行われたものと推定され、それぞれ37年10月24日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、申立期間の国民年金保険料は、加入手続が行われた時点において過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない同区の集金人に納付することができないものと考えられるところ、申立人の妻は、同区において、集金人以外に夫婦の保険料を納付した記憶も、保険料をさかのぼって納付した記憶も無いと陳述している上、同時点において、申立期間の一部は、制度上、時効により納付することができない期間である。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に、B区の集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間の1年6か月間は、妻も同様に保険料の未納期間となっており、この間、一緒に保険料を納付していたとする夫婦の納付記録が、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

私は、昭和37年10月に結婚した時、仲人であり、当時夫が勤務していた会社の社長夫人から国民年金の加入を勧められたので、すぐに夫婦で国民年金に加入した。加入当時は、A市B区に居住していたので、私が、同区役所から来ていた集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

昭和40年3月にC市に転居してからも、私が同市の集金人に、夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、年金記録によると、B区では、夫婦共に39年4月から保険料を納付したことになっており、加入当初の申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和40年3月\*日にC市に転居していることが住民票等により確認できるとともに、夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年3月に、転居前のB区において連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、夫婦の国民年金の加入手続は、転居する直前に一緒に行われたものと推定され、それぞれ37年10月24日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、申立期間の国民年金保険料は、加入手続が行われた時点において過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない同区の集金人に納付することができないものと考えられるところ、申立人は、同区において、集金人以外に夫婦の保険料を納付した記憶も、保険料をさかのぼって納付した記憶も無いと陳述している上、同時点において、申立期間の一部は、制度上、時効により納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒

に、B区の集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間の1年6か月間は、夫も同様に保険料の未納期間となっており、この間、一緒に保険料を納付していたとする夫婦の納付記録が、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び42年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から47年3月まで

私は、時期は定かではないが、A市B区で修業していた店の店主から、昭和36年4月から国民年金制度が始まっており、これは義務であるから該当者は給与から国民年金保険料を天引きして、店で一括して納付するとの説明を受けた。その当時の同僚たちは、みんな正常に年金を受給しており、間違いなく保険料を納付していると聞いている。また、当時の保険料は月100円であったと記憶している。

その後、昭和42年に店主からのれん分けを許され、しばらくは店に勤務しながら開業の準備をし、同年10月に現在のA市C区で独立開業した。翌年の43年5月に結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人又は銀行で納付していたことを覚えている。区役所からは、一度も保険料遅滞の請求を受けたことが無いのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、B区において昭和41年度の適用特別対策により、当時申立人が修業していたとする店の店主夫婦及び申立人の同僚とされる数名と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の国民年金については、このころに店主等と一緒に加入手続が行われたものと推定され、申立人の場合、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳を超えていることから、同年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得して

いる。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかからず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となるところ、オンライン記録を見ると、店主夫婦及び同僚の一部は、申立期間①の一部の保険料をさかのぼって過年度納付している一方、その他の同僚については、申立人と同様に申立期間①直後の41年4月から保険料の納付を開始している状況が確認できる。このことについて、申立人は、店主が毎月給料から天引きして保険料を納付してくれていたと申し立てていることから、保険料の納付に直接関与していない上、当該店主も高齢等のため、当時の同僚を含めた個々の納付事情については不明である。

申立期間②について、そのうち、申立人が昭和42年10月に独立して開業する前の期間は、店の店主夫婦及び一部の同僚を除き、国民年金保険料の納付済期間となっているが、申立人については、店主からのれん分けを許され、開業の準備期間であるとしていることから、ほかの同僚とは事情を異にしているものと考えられるほか、前述のとおり、申立人は保険料の納付に直接関与していないなど、当該期間についても個々の納付事情は不明である。

また、申立人は、C区に転居して独立開業後も自身で国民年金保険料を納付したことは無いと陳述するとともに、昭和43年5月に結婚後は、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと申し立てているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の被保険者台帳が、結婚後約3年が経過した46年6月になって、C区を管轄する社会保険事務所(当時)へ移管されたことが記載されていることから、申立人に係る国民年金の住所変更手続が、それまで適切に行われなかったことがうかがえるとともに、申立期間②のうち、結婚後の期間は、妻も同様に保険料の未納期間となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①及び②は合計10年間に及び、このような長期間にわたり、しかも、二つの異なる行政機関がともに事務過誤を繰り返すことは考え難い上、一緒に国民年金保険料を納付していたとする結婚後の夫婦の納付記録が、二人同時に、かつ、毎回連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から39年3月までの期間及び43年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から39年3月まで  
② 昭和43年4月から49年3月まで

私は、当時、A市B区で勤務していた店の店主から、昭和37年12月から店主が給与から天引きして、同僚と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。保険料は月100円で、集金人に納付してくれていたことをはっきりと覚えている。申立期間①が未納とされているので、よく調べてほしい。

また、昭和43年5月に結婚し、夫がA市C区で開業していた店舗兼住居に転居してからは、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人又は銀行で納付していたのに、申立期間②が未納とされている上、当該期間のうち、47年4月以降の期間は、夫が保険料を納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、B区において昭和39年9月16日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、37年12月3日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間①の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができないものと考えられるほか、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を給与から天引きして納付してくれていたとする当時の店の店主は既に亡くなっていると陳述していることなどから、当時の具体的な納付事情については不明で

ある。

申立期間②について、申立人は、昭和 43 年 5 月に結婚し、C 区に転居してからは、申立人が申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、申立期間②のうち、47 年 3 月以前の期間は、申立人の夫も同様に保険料の未納期間となっている。

また、申立人の転居前における B 区の被保険者名簿の備考欄には、昭和 43 年に C 区へ転出した旨の表示が確認できるが、その翌年の 44 年 6 月に「転入地より返戻」の表示等が認められるとともに、最終的には 49 年 8 月に転出通知を行った旨の記載が確認できる上、転居後における C 区の被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者氏名は、当初、結婚前の旧姓で記載されており、同年 7 月付けで結婚後の氏名に変更していることが確認できることから、このころに初めて国民年金に関する申立人の氏名及び住所変更手続が行われたものと推定される。したがって、これらの変更手続が行われた時点において、申立期間②のうち、46 年 12 月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかからず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となるが、申立人は、過去の未納期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①及び②は合計 7 年間以上に及び、このような長期間にわたり、しかも、二つの異なる行政機関がともに事務過誤を繰り返し、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年6月までの期間及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から4年6月まで  
② 平成10年1月

私は、平成3年3月に会社を退職後、1年あるいは2年ほどしてA市B区役所で国民年金に加入した。その時、職員から過去の未納分の国民年金保険料を納付するよう勧められたが、当時は、収入も少なく不安定であったため、未納分の保険料を毎月の分割払いにしてもらい、それ以来、当月分の保険料と一緒に、毎月金融機関で納付してきた。厳しい経済情勢の中で、苦労して申立期間①の保険料を納付してきたことをよく覚えている。

また、申立期間②については、転居後のC市役所から、不足分を指摘されて国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成3年3月に会社を退職後、1年あるいは2年ほどしてB区役所で国民年金に加入し、それ以来、分割払いにしてもらった過去の未納分の国民年金保険料を、当月分の保険料と一緒に、毎月金融機関で納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の納付状況等から、平成6年7月下旬に加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間①直後の4年7月以降の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、加入時期において申立人の記憶と異なる上、当該過年度保険料が納付された時点において、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができなかつたものと考えるのが自然である。したがって、

過去の未納分及び当月分の保険料を毎月納付してきたとする申立人の記憶は、6年8月以降の記憶である可能性も否定できない。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料が時効にかかわらず、当月分の保険料と一緒に毎月納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①当時は、既に保険料収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立人が毎月金融機関で納付していたとする申立期間①の16か月間の納付記録が、毎回連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、平成10年1月15日にB区からC市に転居していることが戸籍の附票等により確認できるとともに、申立人のオンライン記録を見ると、転居後の同市における国民年金保険料は、同年5月から現年度納付を開始し、毎月納付期限内に納付していることが納付日とともに具体的に記録されているが、転居当時の申立期間②を含む同年1月から同年4月までの期間及び申立人が会社に再就職する直前の11年3月の合計5か月間については、12年3月7日に保険料をさかのぼって納付するまで、すべて保険料の未納期間であり、当該納付日時点において、時効にかかわらず納付が可能な申立期間②直後の10年2月から同年4月までの期間及び11年3月の合計4か月間の保険料をまとめて過年度納付していることが確認できる。したがって、申立人がC市役所から不足分を指摘されて納付したとする保険料は、当該過年度保険料であったものと推測されるとともに、この場合においても、申立期間②の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年6月まで

私は、平成13年3月にA職の任期が満了し、翌月の同年4月から大学院に通い始めた。

申立期間については免除申請を行わず、未納のままにしておいたが、平成14年7月にB職としての勤務が決まり、収入のめどがついたので、そのころに、申立期間の国民年金保険料を、区役所又は社会保険事務所(当時)のいずれかの窓口でまとめて納付した。

当時の納付金額は20万円前後であり、私が銀行から預金を引き出して国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、B職としての勤務が決まった平成14年7月ごろに、区役所又は社会保険事務所のいずれかの窓口で、20万円前後の金額をまとめて納付したと申し立てていることから、申立人に改めて当時の状況について事情を聴取したところ、保険料を納付する際の状況及び納付書に関する内容等についての記憶が曖昧であり、申立人からは、納付したとする時期及び納付金額以外に何一つ具体的な陳述を得ることができなかった。

また、平成14年4月以降の国民年金保険料の収納事務は、現年度保険料及び過年度保険料を問わず社会保険事務所に一元化されていることから、社会保険事務所における申立人の納付書発行記録を調査すると、20年8月4日に同年4月から21年3月までの期間の納付書を発行して以降、22年2月18日に同年4月から23年3月までの期間の納付書を発行するまで、11年2月から12

年3月までの追納保険料納付書（平成21年2月18日発行）を含めて、現在まで合計10数回にわたり納付書を発行したことが詳細に記録されているが、申立期間の納付書が発行されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に対して当該納付書が発行された期間については、最近の期間を除き、それぞれ具体的な納付日とともに保険料の納付済期間として記録されていることが確認できることから、これらの納付書発行記録及び保険料の納付記録自体に特段不合理な点は認められない。しかも、基礎年金番号が導入された9年1月以降は、特に保険料収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立期間に係る保険料の納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するために預金を引き出したと申し立てているが、その銀行名を特定することができないほか、当該預金通帳は既に破棄したこと等により取引記録の照会もできないと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 26 日から 61 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 7 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、A市にあるB社で勤務した。入社の際、同社の親会社であるC社に年金手帳を提出するよう指示を受けたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②については、B社を退職後、D社でE職として勤務した。同社でも年金手帳を提出した。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、B社及び申立人が同社の親会社であるとするC社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、B社については、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。また、申立人は、「申立期間前に勤務したF社の同僚が独立しB社を創業したことから、同人に誘われて入社した。」としているが、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びC社の商業登記の記録に同人の氏名は見当たらず、申立人も連絡先は不明であるとしていることから、同人から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、B社での同僚の氏名を覚えていないため、同僚から申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することもできない。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和 62 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間について、申立人が D 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、D 社は既に解散しており、申立人は事業主及び同僚の連絡先を知らないことから、事業主等から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②における保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧であり、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 58 年 5 月まで勤務したので、同年 5 月も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに雇用保険の記録のいずれにおいても、申立人の退職日は昭和 58 年 5 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日と符合する。

また、申立人は、「A社では働きながら専門学校に通学させられ、毎日、朝早くから出社し夜遅くまで勉強をしていたため、いつからか覚えていないが無断欠勤をするようになった。郵送で退職の意思を伝えたが、退職の意思を伝えた時期は覚えていない。」と陳述している。

さらに、A社の総務担当者は、「月末退職者の取扱いについては、退職月給与から2か月分の保険料控除を行っていたが、申立人については、5月30日付け退職なので退職月分の控除は行っていない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 17 日から同年 9 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 10 年 8 月 17 日から勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社保管の社員名簿から、申立人は入社して約1か月後に厚生年金保険に加入したことが確認できるところ、同社の事務担当者は、「申立期間当時、申立人は学校に通学しながら当社で勤務していたことから、入社後1か月間は試用期間とし、当該期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行った。試用期間は保険料控除を行っていない。」と陳述している。

また、申立人と同様に学生でA社に勤務していたとする元従業員も、「A社に勤務して約1か月後に厚生年金保険の資格を取得した。」と陳述している。

さらに、B市が保管する国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間において、国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。前職を退職後、新聞広告を見て同社に入社したが、入社面接時に、社会保険加入が入社条件であることを社長と専務に伝えた。社会保険が無い場合は、入社しなかったはずである。入社後、経理担当者から「社会保険加入の手続を行った。」という話を聞いた。保険料控除額ははっきり覚えていないが、給与から保険料を控除されていたので、当然厚生年金保険にも加入しているものと思っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 12 日から 11 年 4 月 14 日までの期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「A社では、短期間で退職する従業員が多かったので、従業員を簡単には厚生年金保険に加入させなかった。申立人のことは記憶に無いが、社会保険料の滞納もあった申立期間に、申立人を厚生年金保険に加入させたとは考えられない。申立人が雇用保険に加入しているのは、申立人から社会保険の加入依頼があったために、例外的に雇用保険にのみ加入させたと思われる。厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述している。

また、申立人は、「申立期間当時の従業員数は 20 人弱で推移していたが、短期間で退職する者が多く、私が勤務していた 1 年弱の間に、100 人ぐらいの者が入社しては退職していった。」旨陳述しているところ、オンライン記録を見ると、A社の申立期間における被保険者数は 5 人であることが確認できる上、

同社が厚生年金保険の適用事業所であった平成3年3月1日から11年8月20日までの期間のうち、8年8月2日以降に被保険者資格を取得した者はいないことが確認できることから、申立期間当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に、同社で被保険者資格を取得した者は全員で20人であるところ、そのうち19人は、同社の役員、役員の親族又は同社の関連会社から異動してきた者であることが商業登記の記録等により確認できることから、同社では、これらの要件に該当しない従業員を厚生年金保険に加入させていなかったこともうかがえる。

加えて、申立期間当時の事業主は、申立期間当時の関連資料を保管していないとしており、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の平成 11 年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、平成 12 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるほか、申立人は同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 11 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員 4 人のうち、連絡先の判明した 1 人に照会したが、返答を得られず、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月から同年 10 月 28 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 20 日から同年 10 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、昭和 32 年 4 月から 33 年 10 月まで継続してC業務に従事していたので、試用期間の 32 年 4 月及び同年 5 月を除き、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が自身と同じ昭和 32 年 4 月に入社したとする同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、昭和 32 年 4 月に入社した者は自身及び申立人を含めて 6 人であったとしているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人又は当該同僚がそれぞれ同時期に入社したとして氏名を記憶している者 4 人と申立人及び当該同僚の計 6 人が、同年 10 月 28 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社B支店では、同年 4 月に入社した者を、同年 10 月 28 日付けでまとめて厚生年金保険に加入させたと考えられる。

また、申立人及び前述の同僚は、申立期間に保険料を控除されていたかどうかは分からないとしているほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主も、申立期間当時の関連資料を保管していないことから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、申立期間もA社B支店に勤務し、厚生年

金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち連絡先の判明した3人に照会したが、申立人の申立期間における勤務が推認できる回答は得られなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主も、申立期間当時の関連資料を保管していないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

私は、平成 10 年 5 月から 13 年 9 月まで、A 社 B 支店に在籍し、C 業務に従事していた。

社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成 12 年 1 月 21 日から同年 4 月 21 日までの期間に空白期間があり、当該期間は国民年金の全額免除期間とされていたが、申立期間中も継続して勤務し、給料も良かったので、国民年金の全額免除の申請を行うことは有り得ない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社提出の申立人に係る平成 12 年分源泉徴収簿及び社会保険カードの記録などから、申立人は申立期間において同社 B 支店に継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社は、「当時、C 業務従事者は 3 か月ごとに定期審査があり、正社員であっても一定の基準を達成できなかった場合には、委任契約員とされた。委任契約員には、給与ではなく報酬が支払われていたため、社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

そこで、A 社提出の上記社会保険カードを見ると、申立人は、正社員から委任契約員になったため、厚生年金保険の資格喪失日を平成 12 年 1 月 21 日とする手続きが同年 2 月 2 日に行われた旨の記載が確認できるほか、上記源泉徴収簿を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険加入記録によると、申立人は、平成 12 年 1 月 20 日に一旦離

職し、同年4月21日に再度資格を取得しており、当該期間は厚生年金保険の加入記録と一致する。

さらに、D健康保険組合提出の被保険者台帳によると、申立人は、平成12年1月21日に健康保険被保険者資格を喪失し、申立期間は健康保険の任意継続被保険者の資格取得申請をしていることが確認できるほか、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の全額申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 46 年 5 月まで  
② 昭和 46 年 5 月から 55 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、義兄が経営していたA社を継いで、事業主として経営していた。

申立期間②は、A社をB社に組織変更し、代表取締役として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社を創業したとする申立人の義兄は、「時期は覚えていないが、同社の経営を申立人に譲った。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人は同社を経営していたと推認できる。

しかし、厚生年金保険法では、個人事業所の事業主は被保険者となることができないと規定されているところ、申立人自身がA社の事業主であったとしていることから、申立人は、同社では被保険者になることができなかつたものと考えられる。

また、社会保険事務所において、A社が、厚生年金保険の適用事業所となつた記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除等を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、B社の登記簿を見ると、同社は昭和 48 年 3 月 \* 日に設立登記されていること、及び申立人は代表取締役になっていることが確認できることから、時期は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたも

のと認められる。

しかし、社会保険事務所において、B社が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立人は、B社の従業員は申立人以外に二人であったとしているところ、そのうち申立人が氏名を記憶している一人は、申立期間の途中の昭和 47 年 9 月 1 日から別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、同人は既に死亡していることから、申立期間のB社における保険料控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の申請免除を受けている。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 15 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 43 年 8 月に同社に入社し、46 年 4 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元事業主は、「申立期間当時の関係資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等については不明である。」と陳述しており、同社の申立期間当時の経理担当者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は、「時期は覚えていないが、A社で勤務していたころ、同社の別の場所に有った事務所で勤務したことが有る。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務状況にその前後の期間で変化が有った可能性がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、被保険者資格をいったん喪失後、再取得している者がほかに複数いることが確認できる。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月28日から50年9月16日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。  
申立期間は、B社との間で裁判中であったが、実際にはA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員経歴報告書の写し及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年3月20日であり、申立期間のうち同日より前の期間については、適用事業所ではない。

また、A社の現在の担当者は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料等が無いので、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明であるが、資格取得届を提出していないにもかかわらず、保険料を控除することは無い。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和31年9月1日に健康保険のみの任意適用を受けているところ、厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和45年3月20日)に厚生年金保険被保険者資格を取得している54人は、全員が同日以前に健康保険にも加入しているが、申立人については、同日以前の期間において健康保険の加入記録も確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで  
② 平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、平成 13 年 11 月から 21 年 3 月まで、A社のB支店で勤務したが、アルバイトであったので、厚生年金保険には加入していなかった。しかし、退職後の同年 7 月に、アルバイトであっても労働時間及び日数の要件を満たせば厚生年金保険加入の必要があることと、過去 2 年までさかのぼって加入できると社会保険事務所で聞いたので、さっそく同社に連絡の上、19 年 4 月から 21 年 3 月までの 2 年分の保険料として、同社から提示されたとおりの金額を同社に振り込んだ。それなのに、2 年間のうち、申立期間②の加入記録が無いので、同期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間①については、労働時間及び日数の要件を満たし、厚生年金保険被保険者になることのできる勤務をしていたので、年金記録確認第三者委員会の審査により、被保険者として加入を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、当該給与明細書には厚生年金保険料控除額の記載が無く、源泉徴収票においても社会保険料等の金額の記載は無いことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできず、申立人自身も、申立期間に給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述してい

る。

また、申立期間②については、申立人は、平成19年4月から21年3月までの2年分の保険料として、同社から提示された金額を同社に払い込んだとしており、申立人提出の振込明細書(平成21年9月1日振込)により当該申立内容に該当すると認められるA社への振込みが確認できるところ、オンライン記録を見ると、19年4月1日から21年4月1日までの期間が被保険者期間として記録されている(処理日は平成21年10月15日)。

しかし、この被保険者期間のうち、申立期間である平成19年4月1日から同年9月1日までの期間については、保険料の徴収権が時効により消滅したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されており、これは、A社から健康保険組合経由で社会保険事務所に資格取得届が提出された21年10月13日の時点で、保険料の徴収権が時効により消滅していたためと考えられる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、年金記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の給与から保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、事業主が当該保険料を納付したことが明らかでない場合に限られていることから、前述のとおり、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかった申立期間について、年金記録の訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで  
⑤ 昭和 58 年 5 月 10 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 9 月 1 日から A 社に勤務していたが、年次有給休暇を取得して 49 年 12 月 31 日まで勤務した形で退職した。同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間について被保険者とされていないことに納得できない（申立期間①）。

昭和 50 年 5 月 21 日から 51 年 1 月 31 日までの期間においては、B 社に勤務し、同年 1 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間について被保険者とされていないことに納得できない（申立期間②）。

昭和 51 年 6 月 14 日から 52 年 4 月 20 日までの期間においては、C 社に勤務し、同年 5 月に受け取った同年 4 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間について被保険者とされていないことに納得できない（申立期間③）。

昭和 52 年 6 月 13 日から D 社に勤務していたが、年次有給休暇を取得して 55 年 12 月 31 日まで勤務した形で退職した。同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間について被保険者とされていないことに納得できない（申立期間④）。

昭和 57 年 9 月 21 日から 58 年 5 月 9 日まで E 社に勤務し、同年 5 月の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間について被保険者とされていないことに納得できない（申立期間⑤）。

これら申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社を昭和49年12月31日に退職したと申し立てているが、同社より提出された辞令簿及び雇用保険の加入記録から、申立人は同年12月30日に退職していることが確認でき、同社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社がF健康保険組合に提出した申立人に係る被保険者資格喪失届においても、申立人は昭和49年12月31日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社は、厚生年金保険料は翌月控除であったとしており、同社より提出された申立人と同じ昭和49年12月30日に退職した同僚の賃金台帳を見ると、50年1月20日に支給された給与から保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社を昭和51年1月31日に退職したと申し立てているが、雇用保険の加入記録から、申立人は同年1月30日に退職していることが確認でき、同社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、B社に勤務していた複数の同僚を抽出調査したが、申立期間における申立人の在籍についての陳述を得ることはできず、同社は既に解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C社を昭和52年4月20日に退職し、同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、同年4月20日に同社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人の資格喪失日は昭和52年4月20日であることから、申立人の主張する同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

申立期間④について、申立人は、D社を昭和55年12月31日に退職したと申し立てているが、社会保険事務所（当時）が同社に交付した健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書、同社より提出された退職給与引当金繰入額一覧表及び雇用保険の加入記録から、申立人は同年12月30日に退職していることが確認でき、同社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間⑤について、申立人は、E社を昭和58年5月9日に退職し、同年

5月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録から、同年5月9日に同社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第14条及び同法第19条に基づき、申立期間③と同様に、申立人の資格喪失日は昭和58年5月10日であることから、申立人の主張する同年5月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 51 年 9 月から 56 年 2 月まで、A 社 B 支店で C 職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間については厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月から 56 年 2 月までの期間、A 社 B 支店で C 職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 8 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A 社は、「適用事業所となった平成 8 年 6 月 1 日以前は、正規従業員の大半が C 職であり、定着率が悪かったため、厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している。

さらに、A 社は、申立期間当時の人事・給与関係資料を保管しておらず、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等照会を行えず、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から同年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶しているA社の所在地及び同社において従事した業務の具体的な陳述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかの役員は所在が不明である上、A社の事業を継承しているB社は、「A社の資料は無い。」と回答しているため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、C社の上司の紹介によりA社に勤務したとしているものの、申立人は、当該上司の名字しか記憶していないため個人を特定することができず、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に勤務していた期間に当該名字と同一の者が27人いることが確認できるところ、そのうち所在が判明した4人に文書照会したが、回答のあった2人は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が見当たらず、同名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち、所在地が判明した50人を抽出して照会

したところ、回答のあった13人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 16 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 17 日から 38 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店(現在は、C社D支店)及びE社(現在は、F社)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA社B支店で臨時社員として勤務しており、申立期間②はE社にG職として勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、「当社では、コンピューター管理の退職者名簿は昭和 45 年 4 月以降退職者分から、それ以前は不完全な手書きの退職社員名簿のみ現存しているが、当該名簿に申立人の名前は見当たらなかった。社員名簿に名前が無いので、申立人は臨時社員及びパートタイム勤務者である可能性が高いが、臨時社員及びパートタイム勤務者の同年以前の名簿は現存していないため、勤務していたか否かの詳細は不明である。また、厚生年金保険被保険者資格取得届は、42 年 12 月以降のものは保管しているが、それ以前のものには保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除を確認することができない。」と回答している。

また、申立人は申立期間当時の上司及び同僚の名前を記憶していないため、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録のある元従業員 59 人を抽出し、所在が判明した 46 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、20 人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、厚生

年金保険料の控除の状況について確認することができなかった。

さらに、申立人は、「A社B支店で勤務していたときに慰安旅行は無かった。」と陳述しているところ、複数の同僚は、「昭和36年5月に慰安旅行があり、ほぼ全員参加していた。」と陳述していることから、申立人は申立期間中の昭和36年5月ごろには、既に当該事業所を退職していたことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料控除について、「給与から保険料を控除されていたか記憶が無く、控除されていた保険料額も覚えていない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もE社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が名字のみ記憶している唯一の同僚は、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、個人を特定することができないため、同名簿により、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある同僚21人を抽出し、所在が判明した15人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、8人から回答を得られたが、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができなかった。

また、上述の回答のあった8人のうち、申立期間当時、G職の職長であったとする上司は、「私は、昭和38年1月16日に入社し、私が入社した後の比較的早い時期に退職した二人の部下は記憶しているが、申立人が同社に勤務していた記憶は無いので、私が入社する前に退職したのではないか。」と陳述している（被保険者名簿によると、二人の部下の被保険者資格喪失日は昭和38年2月25日及び同年4月7日）。

さらに、F社は、申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料控除について、「給与から保険料を控除されていたか記憶が無く、控除されていた保険料額も覚えていない。また、健康保険には加入していなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B部門(現在は、A社C部門)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、D支店においてアルバイトのE職として勤務した期間であり、同社社員が加入している健康保険組合の健康保険被保険者証を受け取った記憶があるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社B部門に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B部門が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同局において被保険者資格を取得した日と同一日の平成4年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことがオンライン記録により確認できる。

また、A社C部門は、「平成3年度に勤務していたアルバイトのE職は厚生年金保険に加入していなかったが、平成4年4月に厚生年金保険の適用事業所になったため、それ以降は、厚生年金保険に加入させている。適用事業所になる前に厚生年金保険に加入していないのに、給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人は、「A社社員が加入する健康保険の健康保険被保険者証を所持していた。」と陳述しているところ、F健康保険組合では「申立人は、当健康保険組合の組合員の記録が無い。申立期間当時、社員は健康保険に加入しているが、アルバイトは加入していない。厚生年金保険にも加入しなかった時期だとA社から聞いている。」と回答している。

加えて、申立人が、申立期間当時一緒に勤務したとするA社の職員は、「私はA社の職員だったが、アルバイトのE職については、申立期間当時は健康保険も加入していなかったもので、A社から国民健康保険又は家族の扶養に入るように言われていた。」と陳述している。

また、元同僚の一人は、自身の雇用形態はアルバイトであったとしており、平成3年4月1月から同年6月末まで同勤務先であったとしているが、同人は当該期間において国民年金の第3号被保険者となっていることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7470

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和47年2月に正社員として入社し、B業務に約1年間従事したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月からA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は平成18年8月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が、名前を挙げた同僚二人は、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録は有るものの、いずれも既に亡くなっており、当時の事情について照会できない。

そこで、上記被保険者名簿から、申立期間同時に被保険者記録の有る複数の同僚に照会したところ、申立人の名前を記憶している者はいたものの、申立人の勤務時期及び保険料控除に係る陳述までは得られなかった。

また、申立期間当時の事業主の親族である同僚は、「A社では、経費節減のため、入社後しばらくしてから従業員を厚生年金保険に加入させていた。また、従業員で加入を希望しないとする者については加入させていなかった。」としているところ、申立人と同職種の同僚は、「自身は、入社1年後に厚生年金保険に加入した。」としており、同社では、従業員の厚生年金保険については入社から一定期間後に被保険者資格を取得させている状況がみられる。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の資格取得日は昭和48年2月1日となっており、オンライン記録及び上記被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はなく、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7471

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 49 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 48 年 4 月 2 日から 49 年 6 月 9 日まで同社でB業務に従事しており、同社勤務期間中に取得した「C講習修了証」は勤務から6か月経過後、出勤率9割以上でないと取得することができない資格であることから、申立期間も勤務していたことは間違いがないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社在職中に取得したとしている「C講習修了証」の取得要件は、勤務から6か月経過後、出勤率9割以上でないと取得できない資格であることから、申立期間も勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録を見ると、申立人のA社における資格取得日は昭和 49 年 3 月 4 日となっており、離職日は同年 6 月 28 日となっている上、D協会は、「C講習の受講に必要な条件は、義務教育を修了していることぐらいで、そのほか、特に必要なことはない。」としている。

また、申立人と同じB業務をしていた同僚は、「私は、入社から1か月程度でC講習修了証を取得したし、申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間は1年以上ではなく、数か月であったと記憶している。」旨の陳述をしている。

さらに、F社（A社解散後の任意団体）は、「当時、A社では、数か月間の見習期間があり、その間は、厚生年金保険には加入させていなかったし、未加入の従業員の給与から保険料控除をすることはなかったと思う。」としている。

加えて、オンライン記録において、申立人の旧姓を含む氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月30日から30年5月30日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。  
私は、A社(現在は、B社)に昭和29年11月30日から30年5月末ごろまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和29年11月15日にC免許を取得し、約二週間後の同年11月末からA社に勤務した。」旨陳述しているところ、D団体は、「申立人に係る現在のC免許証の取得日は、昭和50年11月11日である。」旨回答している上、申立人自身も、「C免許証の更新を失念し、免許証が失効したため、再交付を受けた。」旨陳述しているため、申立人に係る当初のC免許証の取得日を確認できない。

また、申立人は、A社の同僚及び上司の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、回答が得られた者のうち、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料等は一切残存しておらず、当社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、専務取締役であったとされる者は、申立期間当時の事情等を記憶しておらず、当該専務取締役の弟であり同社の会計担当専務取締役であったとされる者も既に死亡しているため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金

保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和28年6月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、高校を卒業した昭和27年4月にA社に入社した。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 1 月 15 日まで

私は、中学校卒業時に学校からの紹介を受けたA社に昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 1 月 15 日まで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の所在地は、申立人の陳述と符合している上、申立人が名前をあげた事業主及び3人の同僚の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できるほか、申立人が申立期間後に勤務した事業所は、「当社が保管する資料では、申立人は、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月末までA社に勤務したこととなっている。」旨回答していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月末までの期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立人が名前をあげた同僚3人についても、申立人がA社の事務所で一緒に勤務したとする同僚の妻は、「夫から、当時の事情を聴取することは困難である。」旨回答しており、別の1人も、「申立人のことを含め、申立期間当時のことは覚えていない。」旨陳述しており、残りの1人は所在不明であるため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の同社在籍が確認できる同僚のうち、上記同僚とは別の所在が確認できる5人に当時

の事情を照会したものの、回答が得られた1人は、「申立人のことは覚えていないので、同社での申立人の厚生年金保険加入状況及び保険料控除の状況は分からない。また、申立期間当時、同社の従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうか不明である。」旨陳述している。

さらに、A社の現社長は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。また、申立期間当時の事業主の妻である私の祖母にも聞いてみたが、祖母は、『当時、専業主婦だったので、会社経営には関与しておらず、申立人の厚生年金保険加入の取扱い及び保険料控除の状況等は分からない。』と言っている。」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月13日から30年10月10日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月10日から31年7月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月13日から30年10月10日まで  
② 昭和30年10月10日から31年7月31日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

また、私は、昭和31年7月31日までA社に勤務していたので、厚生年金保険の未加入期間とされている30年10月10日から31年7月31日までの期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい(申立期間②)。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和31年1月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制

度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社での同僚の氏名等を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該申立期間に同社での在籍が確認できる同僚42人に照会し、うち28人から回答を得たものの、申立人のことを覚えている同僚は4人のみであり、その全員が、当該申立期間における申立人の同社在籍について記憶していない。

また、申立人は、「当該申立期間を含め、A社での勤務期間には、同社の寮に居住していた。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該申立期間のうち、昭和30年12月10日から31年6月1日までの期間に同社に在籍していたことが確認でき、申立人と同様に、同社での在籍期間において同社の寮に入居していたとする同僚は、「私がA社の寮に入居していた当時の居住者は、20歳ぐらいの若い人ばかりであり、申立人の当時の年齢に相当する人はいなかったように思う。」旨陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳及び各種届出書類等は残存していない。」旨回答しており、当該申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない上、同社は、「当社は、社会保険に関する手続を的確に行っていたと認識している。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から35年8月21日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

一方、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年10月28日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計12ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給資格を満たして資格を喪失した24人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は17人であり、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年9月28日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「35.9.28 回答済」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理

に不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から 11 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A市にあったB社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 9 年 4 月から 11 年 6 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務したことが認められる。

しかし、B社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、元事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料も控除していない。従業員は、各自で国民健康保険に加入していたはずであり、自身も国民健康保険に加入していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 1 月 1 日以降の期間において、国民健康保険に加入していることがC市の記録により確認できる。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7497

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 31 年 1 月 23 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年3月27日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄に、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」の記載があり、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計8ページのうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員35人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め24人見られ、うち21人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後では別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 2 月 29 日まで  
② 昭和 23 年 3 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA船に乗っていた。申立期間②は、昭和 23 年 3 月 1 日から B 船に乗っていた。いずれの期間も船員手帳に乗船の記録が有るので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の船員手帳の記録から、申立人がA船（船舶所有者はC社）に乗っていたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、船舶所有者のC社が船員保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 23 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社が船員保険の適用事業所となった日に、同社で被保険者資格を取得している者は 26 人であるが、死亡又は所在不明等のため、そのすべての者から申立期間における船員保険料の控除等について、確認することはできない。

申立期間②についても、申立人提出の船員手帳の記録から、申立人がB船（船舶所有者はD社）に乗っていたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、船舶所有者のD社が船員保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所で被保険者資格を取得した昭和 24 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社が適用事業所となった日に、船員保険の被保険者資格を取得した者は申立人のほかに 3 人いるが、全員が死亡又は所在不明のため、申立期間に

おける船員保険料の控除等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 9 月 8 日から 27 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 27 年 11 月 24 日から 35 年 10 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間については、厚生年金保険被保険者期間の空白がこんなに長いとは考えられず、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で、もっと長く勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社保管の社会保険台帳を見ると、申立人の資格喪失年月日は昭和 25 年 9 月 8 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、申立人は同僚等の名前を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 14 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

申立期間②については、B社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（副本）を見ると、申立人の資格喪失日は昭和 27 年 11 月 24 日と記載されており、オンライン記録と一致する上、健康保険被保険者証を社会保険事務所へ返納したことを表す「証返」の押印と同年 12 月 8 日付けのC社会保険事務所（当時）の受付印が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間以前から同社で被保険者記録の有る元従業員に照会し 6 人から回答を得たが、そのうち 4 人は、「申立人を覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」としており、残る 2 人は、「申立人を覚えていない。」と陳述していることから、こ

これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 11 日から平成 9 年 3 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 49 年 10 月 8 日から平成 9 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、勤務形態等は特定できないものの、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該同僚は、経理担当者として、申立期間中も、毎月 24 万円の給与を支払い、社会保険料の控除も行っていたと陳述している。

しかし、申立人提出の「平成 8 年市民税・県民税申告書(控)」を見ると、社会保険料控除欄は空欄であり、給与収入額は年間 24 万円で、申立人は控除対象配偶者になっていることが確認できる。

また、B社に対して照会を行ったものの、回答は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について、確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できるところ、申立人より後に同被扶養者となっている申立人の子供の扶養認定日が昭和 61 年 10 月 2 日であることから、申立人は、同日以前から夫の被扶養者であったと考えられる。

加えて、申立人は、「平成 9 年 3 月にA社を退職する際、会社の経理担当者には、国民年金の第 3 号被保険者となる手続きをしてもらった。」としているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月か

ら平成3年12月までの期間及び5年1月から9年3月までの期間においても、国民年金の第3号被保険者として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額と相違していることが分かった。

申立期間当時は 30 万円から 32 万円の給与を受け取っていたので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間前の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までは 30 万円であったが、申立期間においては、同年 4 月の随時改定により 5 万 2,000 円と減額され、同年 10 月の定時決定では変更が無く、申立期間後の 54 年 1 月の随時改定で 32 万円に増額されているところ、A社の元代表取締役は、「賃金台帳等の資料は保存していないが、申立期間当時、申立人にはB支店の支店長を任せていたことから、ほかの社員より給与額は高く、32 万円だった。」と陳述している。

しかし、A社において、申立期間当時、経理担当をしていたとする元従業員二人のうち一人は、「社会保険関係の事務をした記憶は無いが、昭和 53 年ごろに給与体系が歩合制になった。」としており、もう一人の経理担当者は、「昭和 53 年前後に各支店が独立採算制になった記憶がある。」としているところ、申立人とは別の支店の支店長であった者も、「昭和 53 年ごろに給与が完全歩合制になったことを覚えている。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る 23 人についてみると、申立人と同一日の昭和 53 年 4 月の随時

改定により標準報酬月額が下がっている者が申立人のほかに1人、同年3月の随時改定により標準報酬月額が下がっている者は6人いることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄を見ても、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められず、ほかに不自然な点も見当たらない。

加えて、当該随時改定後の昭和53年10月の定時決定においても標準報酬月額は変更されておらず、社会保険事務所が不適切な事務処理を行ったとも考え難い。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 3 月 6 日から 61 年 3 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことを知った。同社には、大学卒業後すぐの昭和 55 年 4 月 1 日に入社し、61 年 3 月 1 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、4年制大学を卒業後の昭和 55 年 4 月 1 日にA社に入社したと申し立てている。

しかし、申立人が同期入社であるとして名前を挙げた同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同一日の昭和 56 年 4 月 1 日であり、当該同僚二人は、「申立人の入社日は、昭和 56 年 4 月 1 日である。」と陳述している。

また、申立人の生年月日から判断すると、申立期間当時、申立人は、まだ在学中であったことが考えられる。

申立期間②については、前述の同僚のうちの一人名は、「申立人の退職は、昭和 58 年である。」と陳述しており、もう一人の同僚は、「私が結婚した昭和 59 年 6 月には、申立人は既に退職していたと記憶している。」と陳述している。

また、申立人のA社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致しており、申立人が、昭和 58 年 3 月 5 日付けで離職し、雇用保険被保険者離職票の交付を受けて、基本手当を受給していることも確認できるところ、申立人自身も、「雇用保険を受給したと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から7年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、平成元年3月11日から7年3月26日までの期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人が氏名を記憶している同僚を含む複数の元従業員に照会したが、返答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間のうち、平成5年4月から7年3月までの期間について、申請により国民年金保険料の納付が免除されていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間にB厚生年金基金に加入しているところ、同厚生年金基金に照会したが、申立人の加入記録は無いとの回答であった。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人が氏名を記憶している同僚3人が、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人及び当該同僚の健康保険の加入状況を調査したところ、同社がC国民健康保険組合から政府管掌健康保険の適用事業所に変更となった平成3年7月1日以降は、当該同僚全員が政府管掌健康保険の被保険者となっている一方で、申立人は、同日以降も、引き続き同国民健康保険組合に加入していることから、申立人は、当該同僚とは勤務及び雇用の形態が異なっていたことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7504

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 5 日から 41 年 4 月 5 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB業務従事者として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には3年半勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和56年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、申立人が名前を記憶している同僚のうち、連絡先の判明した7人に照会し3人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員(上記同僚を除く。)に照会し12人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、回答のあった前述の同僚等15人について、同人たちが記憶している自身の勤務期間とオンライン記録上の被保険者期間を比較したところ、4人は自身の勤務期間を覚えていない等としており比較できないものの、11人は、これらの期間は一致するとしている。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の昭和39年4月5日の被保険

者資格の喪失に伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されたことを表す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 6 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務し、給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、その業務内容から、厚生年金保険の任意適用の対象事業所であると認められるところ、オンライン記録によると、同社が適用事業所となったのは平成7年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった平成7年4月より前は、従業員は、年金は国民年金に加入し、医療保険はB国民健康保険組合に加入していた。申立期間当時、従業員の給与からは国民健康保険料のみ控除し、厚生年金保険料は控除していない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。申立期間の賞与明細を見ると、保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、当該賞与は、申立人がA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である平成15年12月に支給されたものであるところ、厚生年金保険法では、被保険者資格喪失日の属する月は、被保険者期間に算入しないこととされており、また、保険料は、被保険者期間に算入される各月についてのみ徴収することとされている。

これらのことから、平成15年12月は、申立人のA社B支店における被保険者期間とはならない月であり、同年12月5日に支給された賞与については、制度上保険料徴収の対象とならないことから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7507

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 21 日まで  
昭和 60 年ごろに B 社会保険事務所（当時）において年金記録について相談したところ、A 社に勤務していた期間については脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、申立期間の前に勤務した C 社に勤務していた期間については、脱退手当金を受給した記憶があるが、A 社では、請求した記憶も無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を昭和 39 年 2 月 21 日に退職したが、脱退手当金は請求も受領もしていないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 7 月 7 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後 90 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している女性 17 人の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 11 人で、このうち 10 人が厚生年金保険資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうえ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 28 日から 10 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間は、平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 12 月 28 日までとの回答を得た。しかし、同社を退職したのは同年 12 月 31 日であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を平成 9 年 12 月 31 日付けで退職したので、同社における資格喪失日は 10 年 1 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録及びA社提出の辞令によると、申立人の退職日は平成 9 年 12 月 27 日であることが確認でき、同社からも、「当社の辞令等の記録から、申立人の退職日は平成 9 年 12 月 27 日であり、申立期間は在籍していなかったと考えられる。」旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間も継続してA社に在籍していたことを確認することはできなかった。

また、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の資格喪失日は、平成 9 年 12 月 28 日であることが確認でき、B健康保険組合及び企業年金連合会における申立人の資格喪失日の記録とも一致している。

さらに、A社は、「辞令で確認できるとおり、申立人は、平成 9 年 12 月 27 日付けで退職が承認されていることから、申立期間の保険料は当然控除していなかったと考えられる。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人の記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月5日から同年7月1日まで  
② 昭和27年11月3日から28年1月1日まで

申立期間①は、A社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社における資格取得日が昭和26年7月1日となっており、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

また、申立期間②は、B社に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間②が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、同社は昭和60年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっているため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出して調査したが、申立人の入社日など、申立人の申立期間における在籍を確認することはできなかった。

一方、A社の元事業主の妻からは、「私は、申立期間より後の期間であるが、A社に勤務し社会保険事務を担当していた。私が入社したころは、すぐに辞める従業員が多かったため、入社してから約半年間経過後に厚生年金保険に加入させていた。また、厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することはなかった。このことは申立期間当時も同じ取扱いであったと思う。」旨の陳述が得られた。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同じく昭和 26 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私自身の A 社への入社日は覚えていないが、先に従姉妹と同級生が同社に勤務しており、私は両名より後に入社した。」旨の陳述をしているところ、同被保険者名簿を見ると、当該 2 名の厚生年金保険の被保険者資格の取得日も当該同僚と同一日の同年 7 月 1 日であることが確認できることから判断すると、同社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間も B 社（現在は、C 社）で正規社員として勤務していたと申し立てしているところ、C 社保管の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間当時、B 社に D 職として在職していたことが推認できる。

しかしながら、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 39 年 11 月 26 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B 社の申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除についての陳述は得られないほか、当時の事情を明らかにする関連資料、周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間当時、申立人が正規社員であった場合は共済組合加入員となるどころ、現在の C 社社長は、「申立人は、採用時には臨時雇用であったと考えられる。」旨回答している。

また、E 共済組合は、「臨時雇いの場合は、当時、共済組合の加入対象者として取り扱っていない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 19 日から 44 年 2 月まで

私は、昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 2 月までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、43 年 8 月 19 日から 44 年 2 月までの期間については厚生年金保険に未加入とされている。

A社に在職中は高校に通学していたため、正社員より勤務時間が短いパート勤務であったが、申立期間についても同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時に、A社において厚生年金保険の被保険者であった6人のうち、連絡先が判明した事務担当者を含む3人に文書照会を行ったが、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡し、前述の事務担当者も、「申立期間当時における短時間就労者の厚生年金保険の適用基準及び加入状況については覚えていない。」と陳述していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7511

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月 1 日まで

私は、知人の紹介で、昭和 51 年の暑いころに A 社に入社し、52 年 11 月 26 日まで勤務したが、その間に仕事内容及び労働時間の変更は無かった。厚生年金保険の資格取得日が同年 3 月 1 日になっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人がオンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 52 年 3 月 1 日）より前に A 社に入社していたことが推定できる。

しかし、申立人の A 社における厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録と一致しており、同僚についても両保険の加入記録が一致することから、同社は従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたことがうかがえる。

また、A 社は、「当時の社長は死亡しており、労務担当者は退職している。申立人に関する資料も見当たらない。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 21 日から 62 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 57 年 3 月から 63 年 3 月までの期間、A社に勤務し、59 年ごろから 62 年ごろまでの期間については、専門学校に通学しながら、B職免許を取得するために、同社でC職として勤務していた。しかし、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「当該期間は、専門学校の実習期間に当たり、当社での勤務日数が不足するため、厚生年金保険の資格を喪失させ、保険料も控除していなかったものと考えられる。」と陳述している。

また、専門学校は、「C職の免許を持っている者であっても、B職免許を取得するには、3年間通学しながら会社に勤務することが必要であり、最後の1年間は勤務先とは別の会社での実習期間としていた。申立人の本校での在籍期間は、昭和 59 年 4 月 4 日から 62 年 3 月 12 日までとなっているので、申立期間は当該実習期間に当たると思う。」と陳述している。

さらに、申立期間にA社で被保険者資格を有する複数の同僚は、「学校に在学していた期間の最後の1年間については他社での実習期間となり、A社での勤務日数が少なくなることから、社会保険には加入できなかった。」旨陳述し、申立人と同様に同社に係る厚生年金保険の加入記録に空白期間がみられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間にお

ける健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点もみられない。

このほか、申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 15 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 15 日までの期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

結婚のためにA社を退職したが、当時、脱退手当金の給付制度そのものを知らなかったし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 10 月 4 日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、昭和 36 年 7 月 6 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 4 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は申立期間の事業所を退職後、昭和 56 年 1 月まで厚生年金保険に加入していなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社（現在は、B 社）C 支社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 38 万円未満であるとの回答を受けた。従前の標準報酬月額 38 万円から減額されているのは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額がオンライン記録において 28 万円から 36 万円で推移していることについて、従前の 38 万円から減額されているのは考えられないと申し立てている。

しかし、B 社が提出した申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳（写）によると、申立期間の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、A 社 C 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 56 年 4 月 1 日に当該事業所において被保険者資格を取得しており、役職が同じ D 職であったと陳述している同僚 6 人は、申立人と同様に、全員がいったん、同年 8 月の随時改定により標準報酬月額が被保険者資格の取得時に比べ 5 等級以上上がり、57 年 10 月の定時決定時には減額となっているものの、その後、増減を繰り返しながらも徐々に増額となっていることが確認でき、この推移は申立人に係る標準報酬月額の推移と類似していることが確認できる。

さらに、前述の 6 人のうちの 3 人は、申立期間における自身の標準報酬月額の推移について「ほぼ間違いないと思う。」と陳述している上、その中の 1 人は、「昭和 56 年 5 月 29 日に A 社 E 支店が開店したが、その前後は残業が多く、

D職には残業手当が支給されたので標準報酬月額が増えたと思う。1年後ぐらいには残業が少なくなり、元に戻ったと思う。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された事跡は見当たらない。

また、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 25 日から 48 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 48 年 9 月 8 日から 50 年 1 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、C社に、下請として入っていたA社に昭和40年5月1日に入社し、48年1月20日に退職するまでD職として継続して勤務していた。申立期間②は、A社で勤務していた時に、同社より給与が高かったB社に同年2月20日に転職し同社の寮に入った。50年1月30日に退職するまで前職同様にD職としてC社内で勤務していた。

申立期間①及び②について、いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和46年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり所在が判明した18人に照会を行ったところ、回答が得られた5人全員が「申立人を記憶していない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、前述の5人のうち、申立期間当時の現場責任者であり「E」と呼ば

れていたとする者（昭和12年生まれ）は、i）申立期間当時、D職等の正社員は6人で、自分より年長の者しかいなかったこと、ii）D職等は人手不足であり、地方から来た者を短期雇用していたので、申立人は短期雇用者の可能性があるが、通常は厚生年金保険及び健康保険に加入させていたものの、本人が希望しない場合は、厚生年金保険に加入させていなかったこと、iii）正社員は月給制で、入場証を事前に渡して作業場に入場させていたが、短期雇用者は日給月給制で、入場証を事前には渡さず、社員及びEが毎日入場門付近で渡していた旨陳述しているところ、申立人は、「C社へ入門する際、毎日、A社のEから入門証をもらって入り、給与は、日給月給であった。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿及び商業登記簿により確認できた事業主及び役員は、死亡、病气療養中及び所在不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録があり所在が判明した30人に照会したところ、回答が得られた8人全員が「申立人を記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、B社の元事業主は、「申立期間当時、請負、下請以外の正社員、短期雇用者及びアルバイト等の雇用した者全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、加入したくないという者は加入させず、加入途中で希望しなくなった者はその時点から加入させなかった。また、職人は給与等の条件が良いところがあればすぐに辞めてしまうので、請負契約として厚生年金保険には加入させていなかった。」と陳述しているところ、上述の8人のうちの1人は、「私がアルバイトで勤務していた数年間の厚生年金保険の記録が無い。」と陳述しているほか、回答が得られたうちの1人が同僚として名前を挙げた者は、同社に係る被保険者名簿において名前は確認できない。

さらに、申立人は、「C社へ入門の際に、B社のEから入門証をもらって作業場に入り、給与は、日給月給であった。」と陳述しているところ、上述の元事業主は、「正社員は月給制であり、日給月給は、短期雇用者、アルバイト及び請負等である。正社員以外の者が作業場内に入る時は、入場門でEが入場証を渡していた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社には、昭和 58 年 3 月 26 日から平成 3 年 6 月 30 日までは正社員として、同年 7 月 1 日からはパート社員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社では、申立期間当時の資料は無く申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるとしているとともに、同社が社会保険事務を委託しているB労務協会も、当時の資料は無く勤務実態及び保険料控除については不明であるとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある従業員 39 人のうち、所在が判明した 9 人に対し申立人の申立期間における勤務状況等を照会したところ、聴取することができた 6 人のうち 5 人は申立人を記憶しているものの、申立人が正社員からパート社員に切り替わった具体的な日付を記憶しておらず、これらの者から申立人の当該事業所における保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、A社に係るオンライン記録により、厚生年金保険被保険者資格を喪失している 72 人について、被保険者資格の喪失日を見ると、月末喪失者が 5 人、月初（1 日）喪失者が 6 人で同程度となっており（ほかは給与支給日の翌日等）、当該事業所では月末に退職する従業員については退職者の意向に基づ

いて資格喪失日を決めているとしている。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成3年6月29日に離職しており、この記録は厚生年金保険の被保険者資格の喪失日（離職日の翌日）と一致しているところ、同社に係るオンライン記録により、7年1月30日及び12年4月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚二人の離職日も7年1月29日及び12年4月28日で厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できることから、同社は、厚生年金保険と雇用保険の資格を同時に喪失させる取扱いであったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 7517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から同年8月まで

数年前に社会保険事務所(当時)に行った際、同事務所の職員から、A社に覚えがあるかと聞かれたので、A社は知らないが、B社に勤務したことがあると回答したところ、同事務所の職員から、同社での昭和24年3月1日から29年3月1日までの期間に係る記録があると言われた。

しかし、私は、昭和29年8月ごろまでB社に勤務しており、母親の知人から、同社は、経営が苦しくなって倒産し、同年4月1日からC社又はA社に社名を変更したと聞いたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、昭和30年7月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主である申立人の兄及び同社の元事業主である申立人の母親は、いずれも既に死亡しているため、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる同僚15人のうち13人は、既に死亡又は所在不明のため、これらの者から、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる同僚のうち、所在が判明した残りの二人に照会したものの、昭和28年3月1日から29年6月28日までの期間の同社在籍が確認できる同僚は、「事業主であった申立人の兄及びその姉のことは覚えているが、申立人のことは知らない。」旨陳述している上、申立人の姉からも、申立期間

における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

なお、B社に係る商業登記簿によれば、同社は、申立期間後の昭和38年3月25日に解散していること、及び社名を変更した記録は無いことが確認できる上、上記同僚は、「私の勤務期間中にB社が倒産したり、社名が変更になった記憶は無く、私が同社を辞める時も社名はB社であった。」旨陳述している。

また、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「B社に係る事業所整理記号は、同社が適用事業所となった昭和19年6月1日から同社が適用事業所ではなくなった30年7月29日までの期間において、同社に係る事業所整理記号として使用した後、37年2月14日から現在に至るまでの期間において、同社とは別のF社に係る事業所整理記号として使用している。」旨回答しており、同事務センターが提出した適用事業所名、事業所整理記号及び適用事業所であった期間等を記録した名簿からも、同事務センターの上記回答どおりの状況が確認できるところ、F社に係る商業登記簿並びに同社取締役及び申立期間当時の事業主の子の証言から、同社はB社とは無関係の事業所であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。